

科 目	当年度	前年度	増減
修繕費	4,888,874		
印刷製本費	1,969,215		
燃料費	951,216		
光熱水料費	20,968,808		
賃借料	20,868,996		
保険料	348,445		
諸謝金	124,786		
租税公課	3,631,302		
筆耕料	36,525		
生産者交付金	217,623,351		
返戻・振替金	10,722,078		
交付準備金繰入金	134,539,842		
支払負担金	5,893,543		
支払助成金	113,804,020		
支払委託費	140,511,205		
雑費	1,067,491		
管理費	2,358,190		
役員報酬	1,084,275		
給料手当	521,182		
法定福利費	70,749		
退職給付費用	17,621		
旅費交通費	183,970		
通信運搬費	90,750		
減価償却費	22,896		
消耗品費	28,060		
印刷製本費	40,000		
燃料費	79,836		
光熱水料費	0		
賃借料	59,010		
総会費	151,491		
租税公課	8,350		
経常費用計	769,183,168		
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 9,212,873		
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
投資有価証券評価損益等			
評価損益等計	0		
当期経常増減額	△ 9,212,873		
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0		
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0		
当期経常外増減額	0		
当期一般正味財産増減額	△ 9,212,873		
一般正味財産期首残高	197,662,117		
一般正味財産期末残高	188,449,244		
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0		
指定正味財産期首残高	0		
指定正味財産期末残高	0		
III 正味財産期末残高	188,449,244		

(注)公益法人会計基準（平成20年基準）適用初年度のため前年度欄及び増減欄に記載すべき金額はない。

2 出資団体との契約等

(1) 出資団体に対する補助金

出資団体は平成 23年度において 県から以下の補助金の交付を受けている。

県担当課	事業名	事業の概要	補助金
産地振興課	いばらきの園芸活性化体制整備事業	県内園芸に係る生産組織体制の再編強化及び生産振興運動の推進並びに本県青果物のイメージアップ等を推進する事業	19,632千円
産地振興課	園芸種苗施設管理運営事業	県育成品種の種苗を生産・供給する事業	15,652千円
産地振興課	農業用プラスチック適正処理対策事業	農業用使用済みプラスチックの適正処理に関する啓発・推進及び円滑な回収・処理再生を行う事業	24,142千円
産地振興課	野菜価格安定対策事業	野菜供給と価格の安定のため、計画的な生産・出荷の推進と価格の著しい低落による再生産の阻害を防ぐことを目的に、一定の水準以下に価格が低落した場合に補給金を交付する事業	155,937千円
計			215,365千円

公益認定により平成 23年度の会計期間が平成 23年 5月 30日から平成 24年 3月 31日までであるため、平成 23年度決算書の受取補助金の金額と県が補助する補助金の金額とは不一致となる。

(2) 出資団体に対する委託料

出資団体は平成 23年度において 県から以下の委託料を受け取っている。

県担当課	事業名	事業の概要	委託料
産地振興課	果樹産地総合推進対策事業	果樹の種類及び地域の特性に応じた効率的な生産体制の強化を行い、果樹産地の育成を図る事業	420千円
産地振興課	GAP指導員設置事業	GAP導入の推進、いばらき農産物ネットカタログへの登録推進・支援等を行う事業	6,146千円
産地振興課	園芸産地力向上支援事業	県内産地と全国の食品事業者とのマッチングを進める事業	4,993千円
産地振興課	園芸種苗センター管理事業	園芸種苗施設を管理する事業	2,056千円
計			13,616千円

公益認定により平成 23年度の会計期間が平成 23年 5月 30日から平成 24年 3月 31日までであるため、平成 23年度決算書の受取受託金の金額と県が委託する委託料の金額とは不一致となる。

(3) 出資団体が指定管理者に選定されている公の施設

出資団体は平成 23年度において 県の公の施設の指定管理者に選定されていない。

(4) 出資団体に対する貸付金（平成 24年 3月 31日現在）

出資団体は平成 23年度において 県から貸付けを受けていない。

(5) 出資団体に対する債務保証又は損失補償（平成 24年 3月 31日現在）

出資団体は平成 23年度において 県から債務保証及び損失補償を受けていない。

3 指摘又は意見

(1) 委託契約の競争性の確保

【意見】

下記の委託業務について平成 20 年度契約においては一般競争入札により契約事務を行っているが 1 者応札となっている。また、仕様書等の書類を取りに来た業者も 1 社しかいなかった。複数の入札先を確保する努力をして、契約に競争性を持たせるべきである。

委託先	I 株式会社
委託業務	農業用使用済みプラスチック中間処理作業
契約期間	平成 20 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日
委託料	年間 48,182 千円

4 過年度の包括外部監査報告書及びそれに対する措置

出資団体が過年度において包括外部監査の対象となった年度及びそのテーマは次のとおりである。

年度	テーマ
平成 14 年度	農林水産部の補助金について

過年度の包括外部監査の指摘に対して、現在までに措置されていない事項はない。

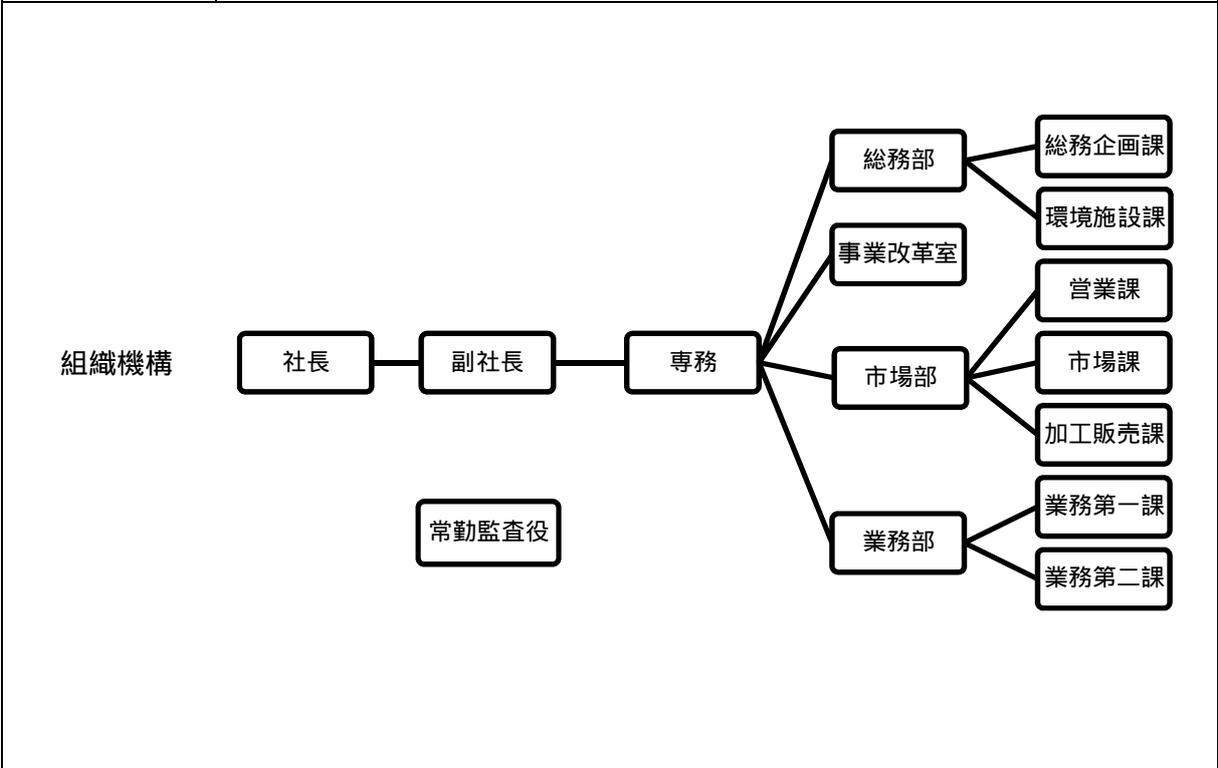
IX 株式会社 茨城県中央食肉公社

1 出資団体の事業

(1) 出資団体の概要(平成 24年 4月 1日現在)

所在地	茨城県東茨城郡茨城町大字下土師字高山 1 9 7 5 番地		
設立根拠	昭和 5 1 年に「調査委員会」が発足し 施設の機能規模 用地取得及び事業主体について協議検討した結果 農振法第 9 条に基づく広域営農団地関連施設計画の「総合食肉流通施設整備促進事業」に対応した基幹的な総合食肉流通施設の設置運営を図ることを根拠として設立された。		
設立目的	昭和 4 0 年代後半 本県の畜産業は急速に進展し 肉牛や肉豚の生産が増大するなか 県北鹿行地域における食肉処理施設(当時 7 ヶ所)は小規模で老朽化が激しく 公害防止施設の不備や経営上の問題を抱えていたため食肉流通面から抜本的な対策が求められていた。そこで 食肉の流通合理化及び食肉取引の近代化を図ることを目的として 7 ヶ所の施設を廃止し 昭和 5 4 年 2 月に 国 県 関係市町村 農業団体 食肉業界の出資による第三セクターの会社として設立された。		
事業内容	1) 肉畜のと畜解体 2) 食肉市場の開設および食肉の卸売業務 3) 食肉および副産物等の処理加工販売 4) 食肉および副産物等の冷凍冷蔵保管		
所管部課	農林水産部畜産課		
出資状況	株 主 名	持 株 数(株)	出資比率(%)
	茨城県	5 3 , 8 3 2	2 8 . 3
	独立行政法人農畜産業振興機構	3 4 , 0 0 0	1 7 . 9
	全国農業協同組合連合会	2 8 , 2 6 8	1 4 . 9
	茨城県北鹿行食肉協同組合	1 7 , 0 1 7	9 . 0
	茨城県信用農業協同組合連合会	5 , 6 7 2	3 . 0
	市 町 村 (2 1)	3 7 , 9 8 6	2 0 . 0
農 協 (2 6)	4 , 0 4 4	2 . 1	

設立年月日 沿革	昭和54年 2月 7日	設立
	昭和56年 8月17日	と畜場の開設
	昭和56年11月17日	本操業開始
	昭和57年 2月10日	地方卸売市場開設 卸売業務の許可を受ける
	昭和58年 3月18日	畜産物の価格安定に関する法律附則第10条に基づく市場の指定を受ける
	昭和59年 4月 7日	関連会社(株)茨城中央ミートを設立(現(有)茨城中央ミート)
	平成 6年11月10日	東京食肉市場株式会社より指定と場として搬出開始
	平成7年 ~ 平成10年	増資実施 現在に至る 資本金 1,900,550千円



(3) 出資団体の決算数値及び県財政関与状況の推移

(単位：千円)

区分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
損益の状況	売上高	4,077,750	4,053,149	4,368,261
	売上原価	3,749,386	3,752,880	4,069,880
	売上総利益	328,363	300,268	298,380
	販売費及び一般管理費	235,033	239,168	234,059
	(うち役員人件費)	10,080	10,080	10,080
	(うち職員人件費)	656,846	659,760	588,381
	営業損益金額	93,329	61,099	64,320
	営業外収益	44,619	42,379	37,030
	営業外費用	11,394	10,644	9,818
	経常損益金額	126,555	92,833	91,533
	特別利益	671	417	2,119
	特別損失	8,220	877	8,465
	法人税等	54,602	42,966	58,337
	当期純損益金額	64,403	49,407	26,850
繰越利益剰余金	548,197	498,789	471,939	
貸借対照表	資産	2,809,502	2,815,967	2,699,575
	流動資産	1,596,304	1,375,439	1,389,101
	固定資産	1,213,198	1,440,527	1,310,474
	繰延資産	0	0	0
	負債	1,457,149	1,414,207	1,270,964
	流動負債	760,238	722,402	654,692
	(うち短期借入金)	560,000	460,000	460,000
	固定負債	696,911	691,805	616,272
	(うち長期借入金)	0	0	0
	純資産	1,352,352	1,401,760	1,428,610
出資額	1,900,550	1,900,550	1,900,550	
利益剰余金	548,197	498,789	471,939	
県財政関与状況	補助金	1,760	1,400	1,400
	委託料	520	520	0
	その他	0	0	0
	計	2,280	1,920	1,400
	再委託費	0	0	0
	損失補償・債務保証契約に係る債務残高	0	0	0
	借入金残高	560,000	460,000	460,000
計	560,000	460,000	460,000	

(4) 出資団体の主な経営指標の推移

経営指標	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
財政支出依存度 ・ 県財政支出計 ÷ (売上高 + 営業外収益 + 特別利益)	0.1%	0.1%	0.1%
経常収支比率 ・ 経常収益 ÷ 経常費用	103.2%	102.3%	102.1%
販売管理費率 ・ 販売費及び一般管理費 ÷ 売上高	5.8%	5.9%	5.4%
人件費比率 ・ (役員人件費 + 職員人件費) ÷ 売上高	16.4%	16.5%	13.7%
再委託比率 ・ 再委託費 ÷ 県財政支出計	0.0%	0.0%	0.0%
一人当たり売上高 ・ 事業収益 ÷ (役員数 + 職員数)	31,367 千円	30,474 千円	32,844 千円
自己資本利益率 ・ 当期純損益金額 ÷ 純資産	4.8%	3.5%	1.9%
総資産回転率 ・ 売上高 ÷ 資産	145.1%	143.9%	161.8%
流動比率 ・ 流動資産 ÷ 流動負債	210.0%	190.4%	212.2%
自己資本比率 ・ 純資産 ÷ 資産	48.1%	49.8%	52.9%
借入金比率 ・ (短期借入金 + 長期借入金) ÷ (負債 + 純資産)	19.9%	16.3%	17.0%
理事等一人当たり退任慰労金 ・ 理事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	1,520 千円	-	-
監事等一人当たり退任慰労金 ・ 監事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	550 千円	-	-
職員一人当たり退職金 ・ 職員支給退職金 ÷ 支給人数	9,213 千円	11,688 千円	9,525 千円
理事会等理事出席率 ・ (理事会等出席理事) ÷ (参加可能理事数)	84.7%	70.8%	76.4%
理事会等監事出席率 ・ (理事会等出席監事) ÷ (参加可能監事数)	91.7%	83.3%	75.0%
評議員会評議員出席率 ・ (評議員会等出席評議員) ÷ (参加可能評議員数)	-	-	-

()出席率は本人出席率である。代理人出席、委任状による出席及び書面持ち回り会議を含まない。

(5) 出資団体の役職員数及びその給与・退職金の状況、県職員派遣の状況等の推移

	平成 22年度				平成 23年度				平成 24年度				
	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	
役員	常勤取締役	1	0	1	2	1	0	1	2	1	0	1	2
	非常勤取締役	13	2	1	16	13	2	1	16	13	2	1	16
	取締役 計	14	2	2	18	14	2	2	18	14	2	2	18
	常勤監査役	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
	非常勤監査役	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2
	監査役 計	2	0	1	3	2	0	1	3	2	0	1	3
	計	16	2	3	21	16	2	3	21	16	2	3	21
	有給取締役平均報酬(年額)	8,880千円				8,880千円				8,880千円			
	有給監査役平均報酬(年額)	1,200千円				1,200千円				1,200千円			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
取締役退任慰労金合計	1	1,520千円		0	0	0		0	0	0		0	
監査役退任慰労金合計	1	550千円		0	0	0		0	0	0		0	
職員	管理職	23	0	0	23	24	0	0	24	23	0	0	23
	一般職	48	0	0	48	51	0	0	51	51	0	0	51
	嘱託・臨時職員等	38	0	0	38	37	0	0	37	38	0	0	38
	計	109	0	0	109	112	0	0	112	112	0	0	112
	職員平均報酬(年額)	6,547千円				6,597千円				5,883千円			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
	職員退職金支給額合計	4	36,852千円		4	4	46,752千円		3	3	28,575千円		3

専属 下記の派遣またはOBを除く出資団体専属の職員
 派遣 県の現役職員で出資団体に派遣されている者
 OB 県を退職した職員で出資団体に再就職した者

2 出資団体との契約等

(1) 出資団体に対する補助金

出資団体は平成 23年度において 県から以下の補助金を受け取っている。

県担当課	事業名	事業の概要	補助金額
畜産課	県産牛生産情報公開システム確立 事業費	県産牛生産情報公開システム実証 展示実施に係る補助	1,400千円

(2) 出資団体に対する委託料

出資団体は平成 23年度において 県から委託料を受け取っていない。

(3) 出資団体が指定管理者に選定されている公の施設

出資団体は平成 23年度において 県の公の施設の指定管理者に選定されていない。

(4) 出資団体に対する貸付金（平成 23年 4月 1日から平成 24年 3月 30日）

貸付金 460,000千円

貸付期間 平成 23年 4月 1日から平成 24年 3月 30日

貸付利率 0.8%(基準割引率及び基準貸付利率に 0.5を加えた金利)

償還方法 期日一括返済

資金使途 運転資金

その他 県への返済資金を年度末に市中の金融機関からオーバーナイトローンとして借入し返済するため平成 23年 3月 31日現在で県からの貸付残高はない。

(5) 出資団体に対する債務保証又は損失補償（平成 24年 3月 31日現在）

出資団体は平成 23年度において 県から債務保証及び損失補償を受けていない。

3 指摘又は意見

(1) 畜産振興資金（興農資金）

所管課は「畜産振興資金（興農資金）」として460百万円の運転資金を金利0.8%貸付期間平成23年4月1日～平成24年3月30日の条件で出資団体に貸し付けている。平成24年3月末現在，出資団体は現預金残高1,044百万円，長期性預金残高250百万円と資金は潤沢であり当該運転資金の融資を受けなくとも資金繰りは十分賄える状況にある。

【意見】

県の財政も逼迫する中，限られた資金を効率的・効果的に利用する観点から，当該出資団体に対する運転資金としての興農資金については返済の検討が必要である。

(2) 契約書等の更新

出資団体は子会社である有限会社茨城中央ミートとの間で事務委託契約及び原料調達取引手数料に関する覚書を締結しているが適時に更新されていない。

その他，土地の賃貸借契約書等について，原契約後の更新や条件変更について更新がされていないものがある。

【指摘】

契約等の変更等に応じて適時適切に文書を取り交わす必要がある。

(3) コンプライアンス規程等

コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていない。

【指摘】

コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。

(4) 駐車場に係る契約

出資団体が賃貸している部屋に関する賃貸借契約には，部屋の使用者（賃借人）が利用する駐車場についても契約金額に含まれると当事者間では合意されているが，この駐車場の利用について契約に明記されていないものがある。

【意見】

駐車場の利用について明記されていない契約書が散見されたので，契約書に明記することが望ましい。

(5) 文書管理規程

出資団体は文書管理規程を設けているが記載内容が現在の状況に適合していない。

【意見】

運用実態に応じた内容に更新することが望ましい。

(6) 固定資産管理規程

固定資産規程が整備されていない。

【指摘】

固定資産関連規程を整備する必要がある。

(7) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項

【指摘】

所管課は出資団体に対し監事の行う監査結果及び講じた措置状況を報告させる必要がある(出資法人等指導監督基準第9エ)とされ、同時に、出資団体の監事は、少なくとも半年に1回以上内部監査を実施し、必要な措置を講じなければならない(出資法人等指導実施要領第12)とされていることから、所管課は少なくとも年2回の監事監査結果報告を求める必要があるが、年度末の監査報告のみしか報告を受けていない。

所管課は出資法人等指導監督基準及び同実施要領に基づき少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。

(8) 出資団体の子会社に対するモニタリング

出資団体の子会社に対するモニタリングとして、所管課は出資団体指導室が求める経営評価書作成の際に子会社の決算書を添付し必要に応じて検証しているのみで、自ら子会社に赴き実地検査する必要性については認識していない。

【意見】

子会社を通じた不正等のリスクを十分認識するとともに、必要に応じて子会社への実地検査も行い、出資団体も含めた連結ベースでのモニタリングの重要性を認識する必要がある。

(9) 子会社である有限会社茨城中央ミートの資本構成

出資団体は平成24年3月31日現在、子会社である有限会社茨城中央ミートの発行済株式総数60株のうち29株を所有し、残りの31株は出資団体の役員や従業員の個人所有となっている。

【意見】

県の出資団体の実質子会社の資本構成として、個人に株式を持たせる方法にはリスクがあるため、全ての株式について出資団体が所有する事が望ましい。

(10) 土地賃貸借契約

出資団体はA社及びB社との間で土地賃貸借契約書を締結し、A社及びB社は当該土地の上に建物を建てて使用しているが、土地賃貸借契約書は定期借地契約になっていない。

【意見】

出資団体が将来において設備の拡張等で土地の利用を図る際には法定地上権や借地権等の問題が生じる懸念がある。

(1 1) 代表取締役社長

出資団体の代表取締役社長は現在非常勤である。

【意見】

会社を代表し株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代表取締役については常勤者であることが望ましい。

4 過年度の包括外部監査報告書及びそれに対する措置

出資団体は過年度において包括外部監査の対象となっていない。

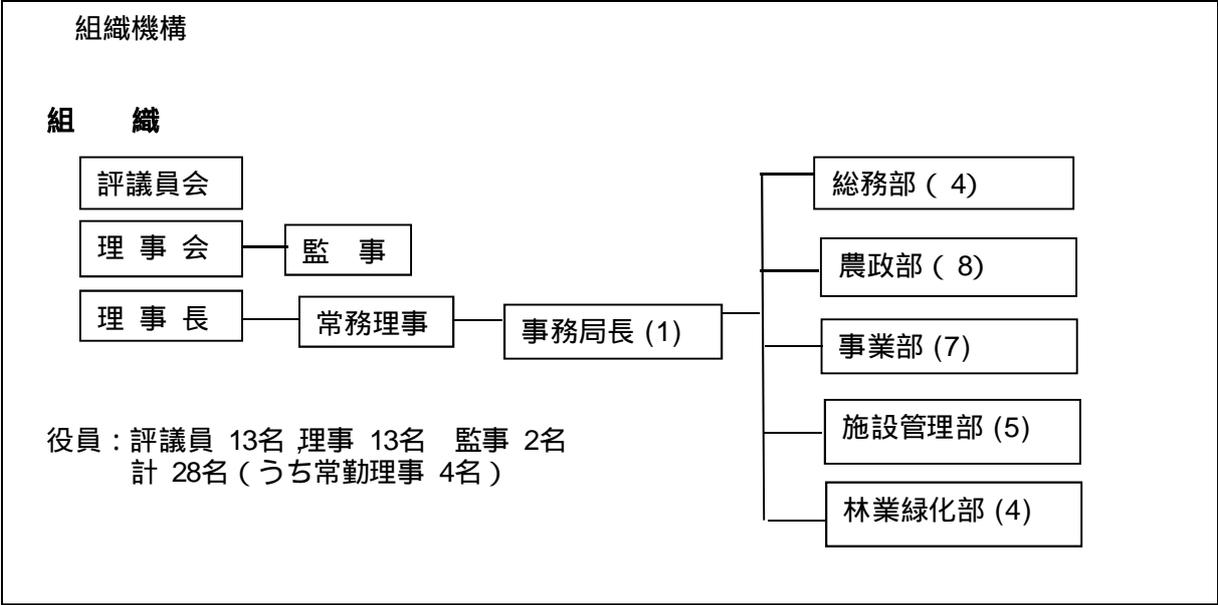
X 公益財団法人 茨城県農林振興公社

1 出資団体の事業

(1) 出資団体の概要(平成 24年 4月 1日現在)

所在地	茨城県水戸市上国井町 3 1 1 8 番地 1
設立根拠	「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づき設立
設立目的	農山村及び農林業の近代化を推進し農林業者の経済的・社会的地位を高めるため、県行政を補完し、県の行政施策及び農林業団体の行う事業と一体的に事業を実施する公益財団法人として設立された。
事業内容	<p>(1) 農地保有合理化事業 農業振興地域内の農用地で、農業者の規模拡大、農地の集団化などを支援</p> <p>(2) 農業コンサルタント事業 経営体育成支援事業地区に対し、計画策定等の支援や、事業で整備した施設等の経営管理指導 国・県・市町村・農業団体から地域農業振興の計画策定や調査に係わるコンサルタントを受託</p> <p>(3) 農業担い手育成事業 就農相談・啓発活動を実施し、新規就農者を確保育成</p> <p>(4) 就農支援資金貸付事業 就農を希望する青年等が円滑に就農できるよう、就農支援資金の活用を促進</p> <p>(5) 農用施設設置及び調査設計事業 安定した畜産経営の確立と中核的畜産農家の育成を図るため、未利用地等の整備・集積や施設整備を、県・市町村と連携しながら推進</p> <p>(6) 農用地等造成事業 農用地の造成整備、農地の土壌改良、農業農村整備の積算・監理業務、各種用地の管理業務の受託 飼料用稲に関する刈取り作業受託</p> <p>(7) 自然観察施設管理運営事業 県自然観察施設の管理運営(植物園、熱帯植物館、きのこ博士館、茨城県民の森、森のカルチャーセンター、鳥獣センター、水郷県民の森)と、緑化意識の高揚や緑ある環境づくり</p> <p>(8) 林業・緑化事業 県有林の保育管理、森林土木事業等の調査・測量・設計等業務を受託</p>
所管部課	茨城県農林水産部農業経営課
出資状況	<p>出資総額 15,000千円</p> <p>茨城県の出資額 15,000千円</p> <p>茨城県の出資比率 100%</p>

設立年月日 沿革	昭和44年 8月 1日 (財)茨城県農業開発事業団として設立 昭和63年 4月 1日 (財)茨城県農林振興公社に改称 平成23年10月 3日 公益認定を受け「公益財団法人茨城県農林振興公社」へ移行
-------------	--



(2) 出資団体の写真等

公社本部



鳥獣センター



県民の森



植物園



森のカルチャーセンター



きのこ博士館



水郷県民の森



(3) 出資団体の決算数値及び県財政関与状況の推移

(単位：千円)

区分		平成 22年度	平成 22年度	平成 23年度
正味財産増減計算書	一般正味財産増加額	1,409,797	1,922,425	1,306,896
	經常収益	1,403,545	1,636,293	1,306,896
	基本財産運用益	34,175	32,528	195
	事業収入	987,105	911,695	788,441
	受取補助金等	299,372	366,139	217,361
	その他収益	82,893	325,931	300,899
	經常外収益	6,252	286,132	0
	一般正味財産減少額	1,405,296	1,921,919	1,305,614
	經常費用	1,398,334	1,636,146	1,305,614
	事業費	1,207,546	1,500,179	1,288,232
	管理費	190,788	135,967	17,382
	(うち役員人件費)	26,950	26,551	26,790
	(うち職員人件費)	349,295	304,218	183,346
	經常外費用	6,962	285,773	0
	一般正味財産増減額	4,501	506	1,282
指定正味財産増加額	38,614	36,960	36,789	
指定正味財産減少額	38,614	36,960	36,789	
指定正味財産増減額	0	0	0	
正味財産期末残高	2,808,039	2,808,545	2,809,827	
資産・負債・純資産	資産	3,741,817	3,527,480	3,355,361
	流動資産	736,910	769,130	635,964
	固定資産	3,004,907	2,758,350	2,719,397
	負債	933,778	718,935	545,534
	流動負債	171,244	244,095	180,210
	(うち短期借入金)	0	26,391	4,362
	固定負債	762,534	474,840	365,324
(うち長期借入金)	464,650	179,347	153,732	
正味財産合計	2,808,039	2,808,545	2,809,827	
出資額	2,544,597	2,544,597	2,544,597	
剰余金(繰入金を含む)	263,442	263,948	265,230	
県財政関与状況	補助金	299,372	366,139	217,361
	委託料	262,981	253,655	281,462
	その他	0	0	0
	計	562,353	619,794	498,823
	再委託費	30,906	30,488	28,379
	損失補償・債務保証契約に係る債務残高	189,382	66,150	46,403
	借入金残高	252,545	120,786	102,518
計	441,927	186,936	148,921	

(4) 出資団体の主な経営指標の推移

経営指標	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
財政支出依存度 ・ 県財政支出計 ÷ 経常収益	40.1%	37.9%	38.2%
経常収支比率 ・ 経常収益 ÷ 経常費用	100.4%	100.0%	100.1%
管理費率 ・ 管理費 ÷ 経常収益	13.6%	8.3%	1.3%
人件費比率 ・ (役員人件費 + 職員人件費) ÷ 経常収益	38.1%	36.3%	26.7%
再委託比率 ・ 再委託費 ÷ 県財政支出計	5.5%	4.9%	5.7%
一人当たり事業収入 ・ 事業収入 ÷ (役員数 + 職員数)	11,613 千円	10,984 千円	9,980 千円
自己資本利益率 ・ 一般正味財産増減額 ÷ 正味財産	0.2%	0.0%	0.0%
総資産回転率 ・ 経常収益 ÷ 資産	37.5%	46.4%	38.9%
流動比率 ・ 流動資産 ÷ 流動負債	430.3%	315.1%	352.9%
自己資本比率 ・ 正味財産 ÷ 資産	75.0%	79.6%	83.7%
借入金比率 ・ (短期借入金 + 長期借入金) ÷ (負債 + 正味財産合計)	12.4%	5.8%	4.7%
理事等一人当たり退任慰労金 ・ 理事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
監事等一人当たり退任慰労金 ・ 監事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
職員一人当たり退職金 ・ 職員支給退職金 ÷ 支給人数	-	10,109 千円	24,448 千円
理事会等理事出席率 () ・ (理事会等出席理事) ÷ (参加可能理事数)	52.8%	60.8%	61.7%
理事会等監事出席率 () ・ (理事会等出席監事) ÷ (参加可能監事数)	16.7%	11.1%	50.0%
評議員会評議員出席率 () ・ (評議員会等出席評議員) ÷ (参加可能評議員数)	61.1%	33.3%	60.0%

()出席率は本人出席率である。代理人出席、委任状による出席及び書面持ち回り会議を含まない。

(5) 出資団体の役職員数等の推移

		平成 21年度				平成 22年度				平成 23年度			
		専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計
役員	常勤理事	0	0	4	4	0	0	4	4	0	0	4	4
	非常勤理事	12	2	0	14	12	1	0	13	12	1	0	13
	理事 計	12	2	4	18	12	1	4	17	12	1	4	17
	常勤監事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤監事	2	0	1	3	2	0	1	3	2	0	1	3
	監事 計	2	0	1	3	2	0	1	3	2	0	1	3
	計	14	2	5	21	14	1	5	20	14	1	5	20
	有給理事平均報酬(年額)	6,699千円				6,568千円				6,594千円			
	有給監事平均報酬(年額)	0				0				0			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
理事退任慰労金合計	0	0		0	0	0		0	0	0		0	
監事退任慰労金合計	0	0		0	0	0		0	0	0		0	
職員	管理職	0	5	0	5	1	5	0	6	2	3	0	5
	一般職	17	15	0	32	16	15	0	31	14	11	0	25
	嘱託・臨時職員等	19	0	8	27	20	0	6	26	21	0	8	29
	計	36	20	8	64	37	20	6	63	37	14	8	59
	職員平均報酬(年額)	5,458千円				4,829千円				3,108千円			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
	職員退職金支給額合計	0	0		1	10,109千円	3		73,344千円				

専属 下記の派遣またはOBを除く出資団体専属の職員
 派遣 県の現役職員で出資団体に派遣されている者
 OB 県を退職した元職員で出資団体に再就職した者

2 出資団体との契約等

(1) 出資団体に対する補助金

出資団体は平成 23年度において 県から以下の補助金の交付を受けている。

県担当課	事業名	事業の概要	補助金
農業経営課	農地保有合理化促進事業 (国補)	農地保有合理化事業の業務費に係る補助金	5,705千円
農業経営課	経営構造対策支援事業 (県単)	経営構造対策支援事業に係る補助金	23,703千円
農業経営課	経営構造対策推進事業 (県単)	経営構造対策推進事業に係る補助金	12,448千円
農業経営課	新しい農業担い手確保育成推進事業(県単)	新規就農相談センター事業に係る補助金	6,100千円
農業経営課	農地保有合理化推進体制強化助成事業(県単)	農地保有合理化事業の推進体制強化に係る補助金	19,365千円
畜産課	畜産担い手育成総合整備事業(国補)	畜産担い手育成総合整備事業に係る補助金	150,040千円
計			217,361千円

(2) 出資団体に対する委託料

出資団体は平成 23年度において 県から以下の委託料を受け取っている。

県担当課	事業名	事業の概要	委託料
農業経営課	農地・担い手情報バンク整備活用事業	就農相談及び農地利用集積円滑化促進事業に係る委託	9,864千円
林政課	自然観察施設管理運営事業	茨城県植物園等施設管理運営に係る委託	131,178千円
林政課	自然観察施設管理運営事業	水郷県民の森施設管理運営に係る委託	23,749千円
環境政策課	自然観察施設管理運営事業	鳥獣センター施設管理運営に係る委託	8,780千円
林業課	県有林事業	県有林の保育・管理業務に係る委託	84,461千円
林業課	治山事業	治山事業等の調査・測量・設計業務に係る委託 8件	11,382千円
農村環境課	基幹農道整備事業	基幹農道整備事業積算業務に係る委託 1件	1,155千円

農地整備課	経営体育成基盤整備事業 他 2 件	経営体育成基盤整備事業積算資 料作成等に係る委託 4 件	5,093千円
農村計画課	地盤沈下対策事業	地盤沈下対策事業積算業務に係 る委託 2 件	2,677千円
その他			3,123千円
計			281,462千円

(3) 出資団体が指定管理者に選定されている公の施設

出資団体は平成 23年度において、以下の公の施設の指定管理者に選定されている。

施設名	公募・ 非公募	応募団 体数	開始年月	指定期間	所管課	指定管理料
鳥獣センター	公募	1	平成 21年 4月	5 年	環境政策課	8,780千円
県民の森	公募	2	平成 21年 4月	5 年	林政課	合計で 131,178千円
植物園	公募	2	平成 21年 4月	5 年	林政課	
森のカルチャー センター	公募	2	平成 21年 4月	5 年	林政課	
きのこ博士館	公募	2	平成 21年 4月	5 年	林政課	
水郷県民の森	公募	1	平成 21年 4月	5 年	林政課	23,749千円
計						163,707千円

(4) 出資団体に対する貸付金（平成 24年 3月 31日現在）

出資団体は平成 23年度において、県から以下の貸付けを受けている。

名 称 就農支援資金貸付金

貸付金残高 102,518千円

貸付期間 平成 6 ,7 ,8 ,9 年度より 21年間

貸付利率 無利息

償還方法 10年据置後、年 2回の元金返済

(5) 出資団体に対する債務保証又は損失補償（平成 24年 3月 31日現在）

出資団体は平成 23年度において、県から金融機関からの融資に対して 700,000千円の損失補償を受けている。

3 指摘又は意見

(1) 出資団体の運営体制

【指摘】

常勤役員 4名全員が県退職者である。第6次茨城県行財政改革大綱の出資団体改革3出資団体への県関与の見直し 人的関与の見直しに「県退職者の常勤役員への就任については、法人の要請を踏まえつつ、その知識や経験が業務遂行上特に必要とされる場合に限定します。」と記載している。

役員が県退職者である必要性は乏しく、また、常勤役員全員が県退職者という構成についても、出資団体の自立性、自主性の点で問題がある。出資団体のあり方の検討の中で役員の役割と人材を検討すべきである。

(2) 派遣職員

【意見】

職員 59名のうち、県派遣職員 14名（平成 23年 7月 1日現在）と派遣職員が多い。徐々に減らしてきてはいるが出資団体として自立化が必要であり、今後も計画的に減らしていく必要がある。

(3) 駐在員

【意見】

県農業経営課所属の駐在員（1名）が出資団体に勤務している。なお、駐在員の人件費は全額県の負担である。駐在は、県の業務のみを担当しているわけではなく、出資団体の理事会、評議員会の運営、契約等総務関係の業務にも携わっている。駐在員の位置づけ及び業務内容が不明確である。

また、派遣職員の減少については公表されている一方で駐在員の存在は公表されないことになっている。駐在員制度は出資団体改革にそぐわず、出資団体への県職員派遣人数を減少させるために駐在員という制度を利用していると捉えられても仕方がない。

駐在員の必要性を再検討すべきである。

(4) 手当の種類

【指摘】

給与等に関する内規で規定されているが、近年支払実績がない手当が存在する。具体的には、運転手当、宿日直手当、特殊現場作業手当、温室内作業手当である。

業務実態に合わせて手当の種類の見直しが必要である。

(5) 基金

平成 24年 3月末現在、合計 2,529,597千円という多額の基金が存在する。基金の種類と金額並びに運用状況は以下のとおりである。

基金の種類		金額	運用方法	
			定期預金	有価証券
	農地保有合理化促進事業強化・拡 充基金	297,000千円	6,152千円	290,848千円
	農業担い手育成基金	2,134,075千円	24,289千円	2,109,786千円
	特定鉱害復旧事業等基金	98,522千円	98,522千円	-
合計		2,529,597千円		

出資団体における基金は、国及び県等から補助金又は出捐の形で受け入れて造成したものであり、運用益を各事業の財源として使用してきている。

農地保有合理化促進事業強化・拡充基金は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業の運営経費とするため、47都道府県において農業公社等に基金が造成されたものであり、出資団体における基金の造成状況は以下のとおりである。

年度	基金造成額	うち国庫補助金額	うち県費負担額
昭和 48~ 昭和 54	297,000千円	148,500千円	148,500千円

このうち、国庫補助金相当額 148,500千円については、財政資金の有効活用を図るため、会計検査院の要求を受け、農林水産省が都道府県に対し平成 26年 3月 31日までに国庫に返還を求め、出資団体は期日までに国庫に返還する予定である。

農業担い手育成基金については、新規就農の促進及び青年農業者の育成に関する事業のために造成されたものである。この事業はその運用利息を当該事業に充てるとしている。

特定鉱害復旧事業等基金は、農地等の災害復旧に関する事業のために造成されたものである。

【意見】

低金利の状況が長期にわたって継続しており、基金の有効活用ができておらず、資金が固定化している。また、当面は運用益を期待できない。出資団体は多額の資金の運用方法に苦悩する一方で、事業実施に必要な財源として運用益のみでは不足するために県から補助金を得て事業を実施している。

農地保有合理化促進事業強化・拡充基金のうちの県費負担額 148,500千円は国と県の事業であり、国が返還を求めてきている事情から県も同様の措置を講じるのが相当と考えられることから県に返還等することを検討すべきである。

農業担い手育成基金 2,134,075千円についてはその運用利息で事業を行うとしているが、もともと基金という制度が運用利息をもって事業を行うための施策として適当であるのかについて疑問があること、また、運用によることを是とした場合でも、このような巨額の基金を長期的に低利でしか運用できない現状からして基金について取り崩して県に返還等し県において資金を有効利用し、この事業の運営について補助の対象とする等の検討をすべきである。

(6) 財務諸表注記の誤り

【指摘】

平成 23 年度の財務諸表における有価証券時価注記に誤りが存在する。償却原価法適用後の簿価と時価との差額を評価損益として開示すべきところ、現状は、取得原価と時価との差額を評価損益として開示している。

公表数値に誤りが発生しないよう内部統制を強化すべきである。

(7) 中期経営計画

【指摘】

中期計画（平成 23 年度を初年度とする 5 力年計画）が策定されているが、それは財務数値を含めたものではない。他団体との統合も考慮して財務面の中期計画を作成すべきである。

(8) 滞留債権の管理体制の十分性

農地保有合理化事業において 3 件で 12,430 千円、農業担い手育成モデル事業において 5 件で 42,036 千円、就農支援資金貸付事業において 8 件で 7,263 千円の滞留債権が発生している。これらには貸倒引当金が計上されていて、会計上は問題ないと考えられる。

債権の滞留状況は以下の通りである。

農地保有合理化事業

内容	債権発生年度	平成 24 年 3 月末残高（千円）	延滞理由	貸倒引当率
貸付金	平成 15 年	7,993	廃業	100%
農地売買代金	平成 14 年	4,166	業績不振	50%
	その他 1 件	271		一般債権
	計	12,430		

農業担い手育成モデル事業

内容	債権発生年度	平成 24 年 3 月末残高（千円）	延滞理由	貸倒引当率
温室リース料	平成 9 年	17,453	廃業	55%
	その他 4 件	24,583		一般債権
	計	42,036		

就農支援資金貸付事業

内容	債権発生年度	平成 24 年 3 月末残高（千円）	延滞理由	貸倒引当率
貸付金	平成 10 年	1,816	廃業	100%

貸付金	平成 16年	870	廃業	100%
貸付金	平成 14年	1,900	廃業	50%
	その他 5 件	2,677		一般債権
	計	7,263		

【指摘】

滞留債権が以上のように発生しているにもかかわらず，債権回収会議等の開催等，全社的な取組みが見受けられない。債権の回収管理体制が十分ではない。

(9) 債権管理規程あるいはマニュアルの不存在

【指摘】

債権管理規程あるいはマニュアルが存在しない。これらが無い場合には，担当者により債務者に対する対応が異なってしまったり，または組織的に対応できない等で債権管理が適切に行われず，債権回収が迅速に進行しない。また，債権管理規程あるいはマニュアルを規定することにより適正な与信管理が可能となり，未然に滞留債権が発生することを抑止する効果もある。従って，速やかに債権管理規程あるいはマニュアルを設けるべきである。

(10) 債権管理表の作成

【指摘】

農業担い手育成モデル事業において温室リース料として5件で 42,036 千円の滞留債権が発生している。催告書の発送等については起案等によって逐次回収状況を報告しているとのことであるが，債務者との過去のやり取り等の状況を時系列に記載した管理表が存在していない。

債務者との過去のやり取り等を詳細明瞭に記載すれば，その後の回収業務にも役に立つので，債務者との過去のやり取り等の状況を時系列に記載した管理表を作成すべきである。

(11) 茨城県経営構造対策支援事業

茨城県経営構造対策支援事業の内容は，過去に実施した事業等で整備した大型施設の利用実態調査，運営指導及びこれに必要な基盤確立事例調査である。よって，補助対象経費は上記の活動を実施するために必要な経費となる。

実際に補助対象となっている経費は，全て人件費となっており，その他の経費は補助対象となっていない。また，実績報告書においても支出欄に人件費以外の支出項目の記載がない。過去3年間の茨城県経営構造対策支援事業の補助対象となっている人件費は以下の通りである。

平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
常勤役員 3 名分（全額）	常勤役員 3 名分（全額）	常勤役員 3 名分（全額）
常勤役員 1 名分（一部）	常勤役員 1 名分（一部）	常勤役員 1 名分（一部）
該当なし	プロパー職員 4 名分（一部）	該当なし

平成 22年度は茨城県経営構造対策支援事業の活動内容が増加したため，プロパー職員 4 名分についても補助対象として増額したとのことである。

【指摘】

茨城県経営構造対策支援事業で主に補助対象となっているのは常勤理事4名に係る人件費である。常勤役員は茨城県経営構造対策支援事業のみに従事しているわけではなく、出資団体の運営全体に関与しなければならない立場にある。であるならば、常勤役員の人件費のほぼ全額を茨城県経営構造対策支援事業の補助対象とするのは適当でない。

【指摘】

平成24年度の補助金交付要項においては茨城県経営構造対策支援事業の補助対象経費として「経営構造対策支援事業実施要領で定める農林振興公社運営活動に要する経費」を追加したとのことである。しかし、「経営構造対策支援事業実施要領で定める農林振興公社運営活動」と「大型施設等有効利用指導活動及び基盤確立事例調査」とでは事業の性格が異なるため、両者を分離して補助対象とすべきである。

(12) 県準拠の給与体系

【意見】

出資団体職員の給与基準並びに昇格の基準等について県準拠である。全般的事項の【意見】に記載の通り、出資団体は職員の給与体系のあり方を検討すべきである。

(13) コンプライアンス規程等

【指摘】

コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていない。
コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。

(14) 監事の理事会本人出席率

【意見】

監事の理事会本人出席率が低い。平成21年度が16.7%、平成22年度が11.1%、平成23年度が50.0%である。ガバナンスの点で問題があり、活発な議論を機動的に実施できる態勢を構築すべきである。

(15) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項

【指摘】

所管課は出資団体に対し監事の行う監査結果及び講じた措置状況を報告させる必要がある(出資法人等指導監督基準第9エ)とされ、同時に、出資団体の監事は、少なくとも半年に1回以上内部監査を実施し、必要な措置を講じなければならない(出資法人等指導実施要領第12)とされていることから、所管課は少なくとも年2回の監事監査結果報告を求める必要があるが、年度末の監査報告のみしか報告を受けていない。

所管課は出資法人等指導監督基準及び同実施要領に基づき少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。

4 過年度の包括外部監査報告書及びそれに対する措置

出資団体が過年度において包括外部監査の対象となった年度及びそのテーマは次のとおりである。

年度	テーマ
平成 20年度	指定管理者制度の運用状況について

過年度の包括外部監査の指摘に対して、現在までに措置されていない事項はない。

XI 茨城県漁業信用基金協会

1 出資団体の事業

(1) 出資団体の概要(平成 24年 4月 1日現在)

所在地	水戸市三の丸 1 丁目 1 番 3 3 号(すいさん会館内)
設立根拠	中小漁業融資保証法(昭和 27年法律第 346号)第 50条による
設立目的	金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することを主たる業務とし,もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし,中小漁業の振興を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・会員たる中小漁業者等が次に掲げる資金の借入をすることにより金融機関に対して負担する債務の保証 イ. 漁業近代化資金 ロ. イに掲げるもののほか,中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金 ・水産業協同組合法第 1条第 1項第 3号及び第 4号の事業を行う漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて中小漁業者等に対する貸付けを行った場合であって,当該漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が中小漁業者等の当該借入れによる債務を保証することとなるときのその保証債務の保証 ・漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第 4条第 1項の認定に係る同項の改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者等に対しその経営の改善に必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給 ・その他附帯する業務
所管部課	農林水産部 漁政課
出資状況	茨城県 282,850千円(32.2%)
設立年月日 沿革	<p>昭和 28年 9月 18日 茨城県漁業信用基金協会の設立</p> <p>昭和 32年 茨城県水産業信用保証料補助金交付が開始される。</p> <p>昭和 62年 11月 債務保証の保証範囲を元本に限定する。</p> <p>平成 24年 3月 茨城県水産業信用保証料補助金交付が終了。</p>
組織機構	<pre> graph TD A[理事会] --- B[理事長 (1名)] A --- C[副理事長 (1名)] A --- D[専務理事 (0名)] A --- E[参事 (0名)] A --- F[業務 (3名)] B --- G[監事] </pre>

(2) 出資団体の本部等の写真

漁業信用基金協会所在地（当該建物1階）



(3) 出資団体の決算数値及び県財政関与状況の推移

(単位：千円)

区分		平成 22年度	平成 22年度	平成 23年度
正味財産増減計算書	一般正味財産増加額	107,696	55,569	512,659
	經常収益	104,614	55,569	512,609
	基本財産運用益	22,564	23,633	27,417
	事業収入	41,911	28,580	383,394
	受取補助金等	40,130	3,349	101,793
	その他収益	9	7	5
	經常外収益	3,082	0	50
	一般正味財産減少額	103,623	51,063	570,119
	經常費用	64,988	50,549	405,042
	事業費	29,919	15,797	371,026
	管理費	35,069	34,752	34,016
	(うち役員人件費)	8,662	8,659	6,788
	(うち職員人件費)	20,207	20,398	21,173
	經常外費用	38,635	514	165,077
	一般正味財産増減額	4,073	4,506	57,460
	指定正味財産増加額	0	0	0
指定正味財産減少額	0	0	0	
指定正味財産増減額	0	0	0	
正味財産期末残高	1,467,497	1,472,003	1,414,543	
資産・負債・純資産	資産	6,323,846	6,154,076	6,799,558
	流動資産	3,941,599	3,814,989	4,127,707
	固定資産	2,382,247	2,339,087	2,671,851
	負債	4,856,349	4,682,073	5,385,015
	流動負債	3,742,963	3,518,963	3,830,378
	(うち短期借入金)	454,400	375,000	473,800
	固定負債	1,113,386	1,163,110	1,554,637
(うち長期借入金)	120,200	181,500	152,100	
正味財産合計	1,467,497	1,472,003	1,414,543	
出資額(出捐額)	877,100	877,100	877,150	
剰余金(繰入金を含む)	590,397	594,903	537,393	
県財政関与状況	補助金	3,200	3,390	73
	委託料	0	0	0
	その他	0	0	0
	計	3,200	3,390	73
	再委託費	0	0	0
	損失補償・債務保証契約に係る債務残高	0	0	0
	借入金残高	0	0	0
計	0	0	0	

(4) 出資団体の主な経営指標の推移

経営指標	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
財政支出依存度 ・ 県財政支出計 ÷ 経常収益	3.1%	6.1%	0.0%
経常収支比率 ・ 経常収益 ÷ 経常費用	161.0%	109.9%	126.6%
管理費率 ・ 管理費 ÷ 経常収益	33.5%	62.5%	6.6%
人件費比率 ・ (役員人件費・職員人件費) ÷ 経常収益	27.6%	52.3%	5.5%
再委託比率 ・ 再委託費 ÷ 県財政支出計	-	-	-
一人当たり事業収入 ・ 事業収入 ÷ (役員数・職員数)	2,794 千円	1,905 千円	25,560 千円
自己資本利益率 ・ 一般正味財産増減額 ÷ 正味財産	0.3%	0.3%	-4.1%
総資産回転率 ・ 経常収益 ÷ 資産	1.7%	0.9%	7.5%
流動比率 ・ 流動資産 ÷ 流動負債	105.3%	108.4%	107.8%
自己資本比率 ・ 正味財産 ÷ 資産	23.2%	23.9%	20.8%
借入金比率 ・ (短期借入金 + 長期借入金) ÷ (負債 + 正味財産合計)	9.1%	9.0%	9.2%
理事等一人当たり退任慰労金 ・ 理事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	182 千円	-	268 千円
監事等一人当たり退任慰労金 ・ 監事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
職員一人当たり退職金 ・ 職員支給退職金 ÷ 支給人数	-	-	-
理事会等理事出席率 ・ (理事会等出席理事) ÷ (参加可能理事数)	91.4%	85.7%	78.8%
理事会等監事出席率 ・ (理事会等出席監事) ÷ (参加可能監事数)	64.3%	57.1%	75.0%
評議員会評議員出席率 ・ (評議員会等出席評議員) ÷ (参加可能評議員数)	-	-	-

()出席率は本人出席率である。代理人出席、委任状による出席及び書面持ち回り会議を含まない。

(5) 出資団体の役職員数等の推移

	平成 21年度				平成 22年度				平成 23年度				
	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	
役員	常勤理事	0	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	1
	非常勤理事	8	1	0	9	8	1	0	9	8	1	0	9
	理事 計	8	1	1	10	8	1	1	10	8	2	0	10
	常勤監事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤監事	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2
	監事 計	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2
	計	10	1	1	12	10	1	1	12	10	2	0	12
	有給理事平均報酬	5,943千円				5,903千円				3,553千円			
	有給監事平均報酬	0千円				0千円				0千円			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
理事退任慰労金合計	1	182千円			0	0千円			1	268千円			
監事退任慰労金合計	0	0千円			0	0千円			0	0千円			
職員	管理職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般職	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	3
	嘱託・臨時職員等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	3
	職員平均報酬	5,136千円				5,122千円				5,200千円			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
職員退職金支給額合計	0	0千円			0	0千円			0	0千円			

専属 下記の派遣またはOBを除く出資団体専属の職員
 派遣 県の現役職員で出資団体に派遣されている者
 OB 県を退職した元職員で出資団体に再就職した者

2 出資団体との契約等

(1) 出資団体に対する補助金

出資団体は平成 23年度において 県から以下の補助金の交付を受けている。

県担当課	事業名	事業の概要	金額
漁政課	水産業信用保証料補助金	保証料補助	73千円
		合計	73千円

(2) 出資団体に対する委託料

出資団体は平成 23年度において 県から委託料を受け取っていない。

(3) 出資団体が指定管理者に選定されている公の施設

出資団体は平成 23年度において 県の公の施設の指定管理者に選定されていない。

(4) 出資団体に対する貸付金（平成 24年 3月 31日現在）

出資団体は平成 23年度において 県からの貸付を受けていない。

(5) 出資団体に対する債務保証又は損失補償（平成 24年 3月 31日現在）

出資団体は平成 23年度末現在において 県から債務保証及び損失補償を受けていない。

3 指摘又は意見

(1) 求償債権回収額拡大の方策

【意見】

出資団体では、平成 24年 3月末において、求償債権 17億 3千 7百万円を計上し、今後 5年間で回収可能額を 95百万円としている。

上記回収可能額の 95百万円は求償債権の 5%であり、6年目以降及び追加的な回収がある場合もあるものの、回収割合は低調であり、出資団体には更なる求償債権の回収が期待される。そのためには、民間で同様の求償債権の回収を経験し、スキルをもった人員の採用を人件費等の考慮の上実施するといった求償債権回収強化の方策を検討することが望まれる。

(2) 求償債権に係る連帯保証人への請求

【指摘】

出資団体は、平成 24年 3月末において特定のA団体（平成 22年 9月清算終了）に対する代位弁済による求償債権 30百万円を保有している。出資団体では、A団体に対し、平成 18年 2月 15日付けで代位弁済及び催告の通知を行い、また、平成 20年 3月 31日に出資金 6百万円と求償債権の相殺を行っているが、連帯保証人に対しては一切の請求等の回収行為を行っていない。

出資団体は連帯保証人に対し、請求等の通常の回収行為を適時に行うべきである。

(3) 担保不動産の実地調査と管理台帳の整備

【指摘】

出資団体では、今まで、代位弁済で取得した求償債権の担保である土地等の不動産の実地調査を行っておらず、また、これら担保不動産の管理台帳も整備していない。

民間の金融機関等においては、貸出金の回収のため、担保不動産の実地調査、管理台帳の整備を行っており、出資団体による求償債権の回収のためには、実地調査を実施し、当該不動産の利用可能性・販売可能性を直接確認し、地図・写真等を含めた管理台帳を作成し、情報・資料を十分に整理した上で適時に回収努力を行うことが肝要であり、これらの担保不動産について実地調査の実施及び管理台帳の整備を行うべきである。

4 過年度の包括外部監査報告書及びそれに対する措置

出資団体が過年度において包括外部監査の対象となった年度及びそのテーマは次のとおりである。

年度	テーマ
平成 14年度	農林水産部の補助金について

過年度の包括外部監査の指摘に対して、現在までに措置されていない事項はない。

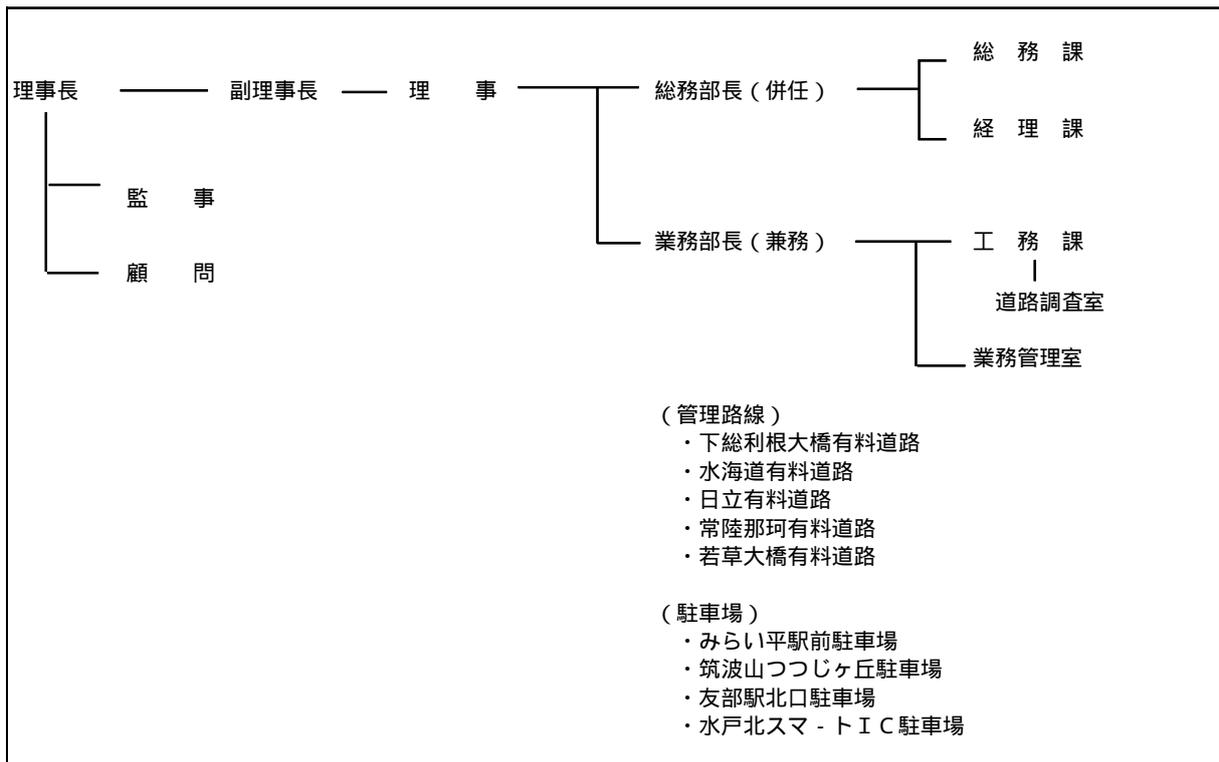
XII 茨城県道路公社

1 出資団体の事業

(1) 出資団体の概要（平成 24年 4月 1日現在）

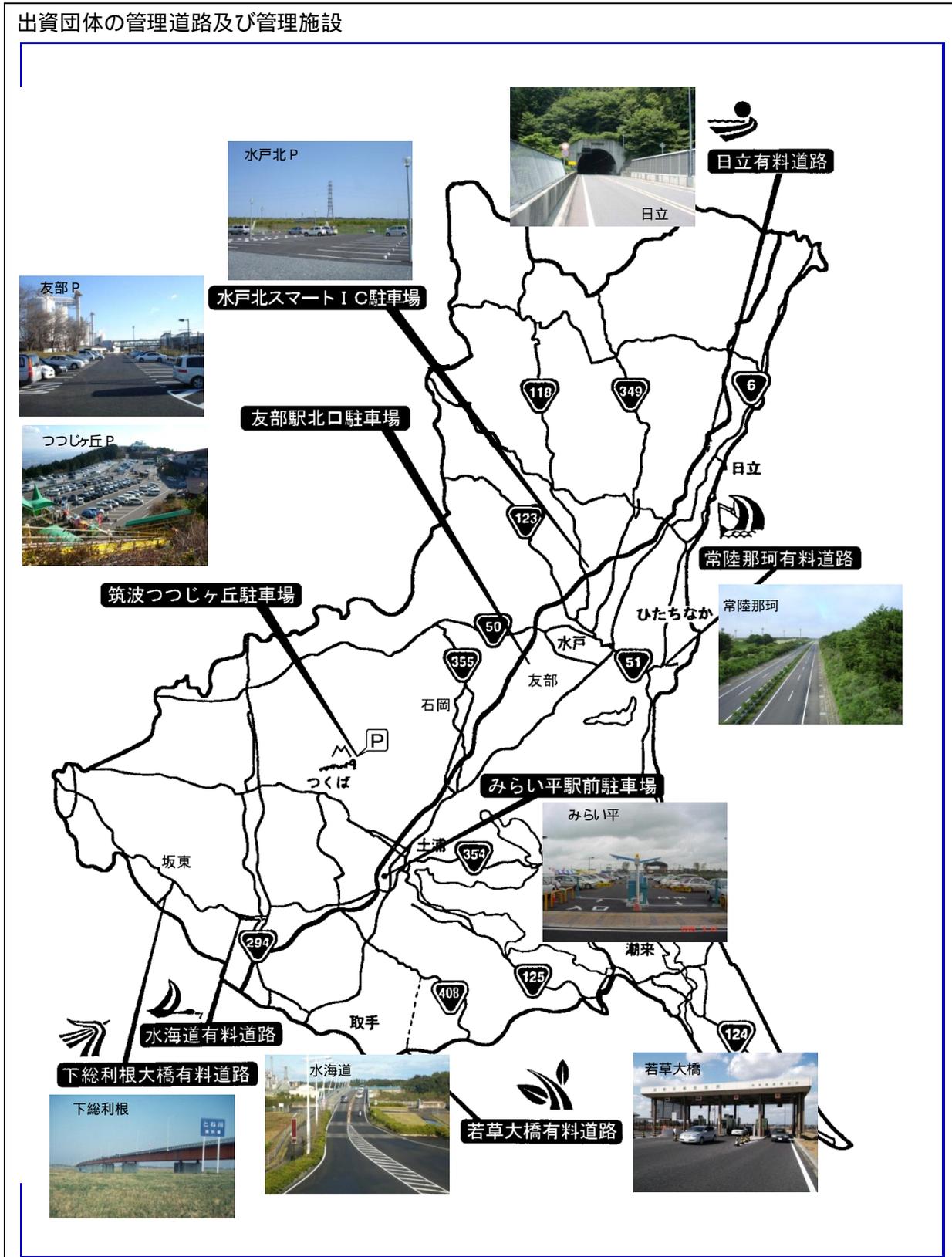
所在地	茨城県水戸市笠原町 97番 25
設立根拠	地方道路公社法（昭和 45年法律第 82号）第 8 条 第 9 条 第 10条
設立目的	茨城県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有料道路の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧その他の管理 ・ 国、地方公共団体等の委託に基づき、有料道路の管理と関連のある道路の管理 ・ 有料自動車駐車場の建設及び管理 ・ 有料道路に必要な休憩所、その他施設の建設及び管理 ・ 国、地方公共団体等の委託に基づく道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究 ・ その他、前各号に附帯する業務
所管部課	土木部 道路建設課
出資状況	茨城県 8,308,800千円（82.8%） 千葉県 1,731,000千円（17.2%）
設立年月日 沿革	昭和 46年 9月 25日 茨城県道路公社の設立 昭和 49年 4月 26日 水郷有料道路供用開始 昭和 49年 10月 1日 表筑波スカイライン供用開始 昭和 55年 4月 1日 月居トンネル有料道路供用開始 昭和 55年 4月 17日 新大利根橋有料道路供用開始 昭和 56年 4月 1日 石岡有料道路供用開始 昭和 62年 2月 1日 月居トンネル有料道路無料開放 昭和 62年 3月 3日 霞ヶ浦大橋有料道路供用開始 平成 2年 1月 11日 下総利根大橋有料道路供用開始 平成 5年 10月 20日 日立有料道路供用開始 平成 9年 8月 7日 水海道有料道路供用開始 平成 11年 7月 22日 常陸那珂有料道路供用開始 平成 16年 10月 1日 表筑波スカイライン無料開放 平成 17年 3月 31日 石岡有料道路無料開放 平成 17年 11月 1日 霞ヶ浦大橋有料道路無料開放 平成 18年 4月 18日 若草大橋有料道路（第二栄橋有料道路）供用開始 平成 21年 12月 31日 水郷有料道路無料開放 平成 22年 4月 17日 大利根橋有料道路無料開放
組織機構	次葉参照

組織図



(2) 出資団体の本部等の写真

出資団体の管理道路及び管理施設



(3) 出資団体の決算数値及び県財政関与状況の推移

(単位：千円)

区分		平成 22年度	平成 22年度	平成 23年度
損益の状況	売上高	2,538,632	1,132,909	1,118,515
	売上原価	958,053	769,157	531,704
	売上総利益	1,580,579	363,752	586,811
	販売費及び一般管理費	412,893	285,765	243,376
	(うち役員人件費)	27,518	17,404	13,730
	(うち職員人件費)	290,623	282,012	235,431
	営業損益金額	1,167,686	77,987	343,435
	営業外収益	974,012	192,368	127,643
	営業外費用	2,103,376	201,959	469,321
	経常損益金額	38,322	68,396	1,757
	特別利益	0	0	0
	特別損失	26,196	61,085	0
	法人税等	0	0	0
	当期純損益金額	12,126	7,311	1,757
繰越利益剰余金	82,825	75,514	73,757	
貸借対照表	資産	45,620,172	30,294,533	29,688,433
	流動資産	3,033,789	848,866	323,991
	固定資産	42,586,383	29,445,667	29,364,442
	繰延資産	0	0	0
	負債	34,920,697	19,587,747	19,722,390
	流動負債	254,238	207,022	171,213
	(うち短期借入金)	0	0	0
	固定負債	34,666,459	19,380,725	19,551,177
(うち長期借入金)	7,104,745	4,854,206	4,592,775	
純資産	10,699,475	10,706,786	9,966,043	
出資額	10,782,300	10,782,300	10,039,800	
利益剰余金	82,825	75,514	73,757	
県財政関与状況	補助金	0	0	0
	委託料	192,434	146,958	158,666
	その他	924,000	0	423,000
	計	1,116,434	146,958	581,666
	再委託費	10,899	14,406	14,773
	損失補償・債務保証契約に係る債務残高	7,104,745	4,854,206	4,169,775
	借入金残高	0	0	0
	計	7,104,745	4,854,206	4,169,775

(4) 出資団体の主な経営指標の推移

経営指標	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
財政支出依存度 ・ 県財政支出計 ÷ (売上高 + 営業外収益 + 特別利益)	31.8%	11.1%	46.7%
経常収支比率 ・ 経常収益 ÷ 経常費用	101.1%	105.4%	100.1%
販売管理費率 ・ 販売費及び一般管理費 ÷ 売上高	16.3%	25.2%	21.8%
人件費比率 ・ (役員人件費 + 職員人件費) ÷ 売上高	12.5%	26.4%	22.3%
再委託比率 ・ 再委託費 ÷ 県財政支出計	1.0%	9.8%	2.5%
一人当たり売上高 ・ 売上高 ÷ (役員数 + 職員数)	39,666 千円	21,376 千円	16,449 千円
自己資本利益率 ・ 当期純損益金額 ÷ 純資産	0.1%	0.1%	0.0%
総資産回転率 ・ 売上高 ÷ 資産	5.6%	3.7%	3.8%
流動比率 ・ 流動資産 ÷ 流動負債	1193.3%	410.0%	189.2%
自己資本比率 ・ 純資産 ÷ 資産	23.5%	35.3%	33.6%
借入金比率 ・ (短期借入金 + 長期借入金) ÷ (負債 + 純資産)	15.6%	16.0%	15.5%
理事等一人当たり退任慰労金 ・ 理事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
監事等一人当たり退任慰労金 ・ 監事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
職員一人当たり退職金 ・ 職員支給退職金 ÷ 支給人数	29,207 千円	20,570 千円	9,550 千円
理事会等理事出席率 () ・ (理事会等出席理事) ÷ (参加可能理事数)	66.7%	50.0%	50.0%
理事会等監事出席率 () ・ (理事会等出席監事) ÷ (参加可能監事数)	0.0%	0.0%	0.0%
評議員会評議員出席率 () ・ (評議員会等出席評議員) ÷ (参加可能評議員数)	-	-	-

() 出席率は本人出席率である。代理人出席、委任状による出席及び書面持ち回り会議を含まない。

(5) 出資団体の役職員数等の推移

	平成 21年度				平成 22年度				平成 23年度				
	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	
役員	常勤取締役	1	0	3	4	1	0	1	2	1	0	1	2
	非常勤取締役	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
	取締役 計	1	2	3	6	1	2	1	4	1	2	1	4
	常勤監査役	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤監査役	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
	監査役 計	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
	計	1	2	4	7	1	2	2	5	1	2	2	5
	有給取締役平均報酬(年額)	6,092千円				7,674千円				5,991千円			
	有給監査役平均報酬(年額)	0千円				0千円				0千円			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
取締役退任慰労金合計	0			0	0			0	0			0	
監査役退任慰労金合計	0			0	0			0	0			0	
職員	管理職	7	2	0	9	5	2	0	7	4	1	0	5
	一般職	4	0	0	4	3	0	0	3	3	0	0	3
	嘱託・臨時職員等	44	0	0	44	38	0	0	38	55	0	0	55
	計	55	2	0	57	46	2	0	48	62	1	0	63
	職員平均報酬(年額)	3,616千円				3,919千円				2,753千円			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
職員退職金支給額合計	2	58,414千円		3	61,711千円		3	28,651千円					

専属 下記の派遣またはOBを除く出資団体専属の職員
 派遣 県の現役職員で出資団体に派遣されている者
 OB 県を退職した職員で出資団体に再就職した者

2 出資団体との契約等

(1) 出資団体に対する補助金

出資団体は平成 23年度において 県から補助金の交付を受けていない。

(2) 出資団体に対する委託料

出資団体は平成 23年度において 県から以下の委託料を受け取っている。

県担当課	事業名	事業の概要	金額
道路維持課 (常陸大宮土木)	道路維持管理業務	公共区間(主要地方道常陸那珂港南線他2路線)の道路維持管理業務	34,272千円
道路維持課 (各土木)	道路巡回点検調査業務	県管理国道、県道の道路巡回点検調査業務	104,528千円
道路維持課 (水戸・土浦土木)	道路維持パトロール業務	水戸・土浦土木管内の道路パトロール業務	19,866千円
合計			158,666千円

(3) 出資団体が指定管理者に選定されている公の施設

出資団体は平成 23年度において 県の公の施設の指定管理者に選定されていない。

(4) 出資団体に対する貸付金(平成 24年 3月 31日現在)

貸付金 423,000千円

貸付期間 8年(平成 31年 3月 31日)

貸付利率 無利子

償還方法 償還計画に基づく償還(ただし、知事が必要と認めた場合、繰上償還が可能)

(5) 出資団体に対する債務保証又は損失補償(平成 24年 3月 31日現在)

出資団体は平成 23年度において 県から以下の債務補償を受けている。

債務補償額 4,169,775千円

3 指摘又は意見

(1) ETC通行料金の未収計上

【意見】

出資団体は団体が管理する有料道路について料金徴収業務を行っているが、一部の道路については、高速道と接続している事から、料金徴収について ETCを利用して通行料金を徴収する仕組みとなっている。

上記の ETCを利用した通行料金については、東日本高速道路株式会社が徴収事務を行った後、出資団体へ振り込まれる仕組みとなっている。この ETCを利用した通行料金について、出資団体では合計の通行量は把握できるが、料金が違う車種別の通行量については正確な数字を把握できない事から、入金時に収入を計上している。

しかし、有料道路の使用については既に行われており、料金の徴収が別に行われている事で収入計上の時期が異なる事は本来適正な処理とは言えない。ETCを利用した通行料金について、車種別の正確な計算が出来ないにしても、過去の実績から見積りを行い、通行料金について未収計上する事を検討するべきである。

(2) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項

【指摘】

所管課は出資団体に対し監事の行う監査結果及び講じた措置状況を報告させる必要がある（出資法人等指導監督基準第9エ）とされ、同時に、出資団体の監事は、少なくとも半年に1回以上内部監査を実施し、必要な措置を講じなければならない（出資法人等指導実施要領第12）とされていることから、所管課は少なくとも年2回の監事監査結果報告を求める必要があるが、年度末の監査報告のみしか報告を受けていない。

所管課は出資法人等指導監督基準及び同実施要領に基づき少なくとも年2回は監事監査報告を受ける必要がある。

(3) 県の人的関与

【意見】

出資団体は、県出資団体等調査特別委員会で県負担が最少となる時期（平成40年頃）を見据えて解散すべきと提言を受けている。

しかし、平成24年3月31日現在、出資団体には60歳1名、58歳1名、51歳1名、42歳1名、40歳1名、39歳1名の計6名のプロパー職員しかおらず、また、年齢構成も高いため、プロパー職員による道路管理の技術・ノウハウを伝承していかなければ、将来道路公社の運営に支障が生じる可能性が高いことから、所管課においては、県の人的関与のあり方について検討する必要がある。

(4) 出資団体への委託業務

【意見】

道路維持課は出資団体に茨城県全域の県道や国道の巡回点検調査業務等を委託している。当該業務は道路管理者と同等の技術や現場の判断力、コスト等の面で民間企業等の代替可能性が難しい業務である。また、公共インフラ設備の維持・管理は今後益々重要になることから、出資団体解散後も当該業務を継続していく必要があるため、道路維持課は当該事業の実施方法等について検討する必要がある。

4 過年度の包括外部監査報告書及びそれに対する措置

出資団体が過年度において包括外部監査の対象となった年度及びそのテーマは次のとおりである。

年度	テーマ
平成 12年度	道路公社

過年度の包括外部監査の指摘に対して、現在までに措置されていない事項はない。

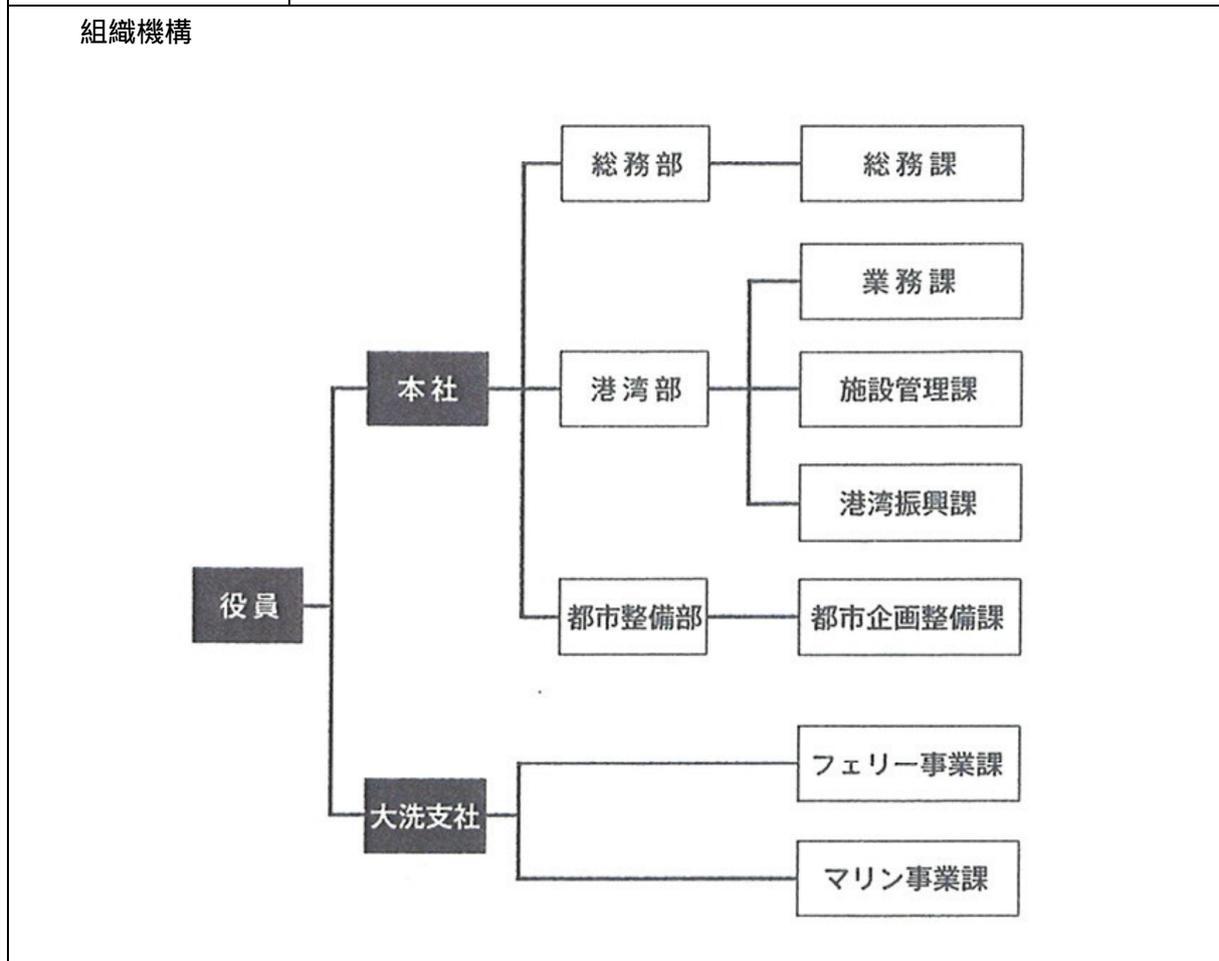
XIII 株式会社 茨城ポートオーソリティ

1 出資団体の事業

(1) 出資団体の概要(平成 24年 4月 1日現在)

所在地	茨城県那珂郡東海村照沼 768-27														
設立根拠	会社法第 5 条														
設立目的	当社は、茨城港(日立港区、常陸那珂港区、大洗港区)の効率的な管理運営及び振興を推進するとともに、ひたちなか地区の都市づくりを担い、さらには大洗港区及び日立港区の後背地開発への参画に取り組むなど、地域社会の発展と振興を図ることを目的に平成 19年 4月 1日に合併発足した。														
事業内容	(1) 港湾施設管理運営事業 (2) 荷役機械等の賃貸事業 (3) 荷主代行事業 (4) 船舶代理店事業 (5) 都市づくり推進事業 ほか														
所管部課	茨城県土木部港湾課														
出資状況	<table> <tr> <td>資本金</td> <td>2,947,800千円</td> </tr> <tr> <td>株主構成) 茨城県</td> <td>1,561,326千円</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市</td> <td>247,022千円</td> </tr> <tr> <td>東京電力(株)</td> <td>143,490千円</td> </tr> <tr> <td>(株)日立製作所</td> <td>138,041千円</td> </tr> <tr> <td>(株)常陽銀行</td> <td>123,511千円</td> </tr> <tr> <td>その他 25団体</td> <td>734,410千円</td> </tr> </table>	資本金	2,947,800千円	株主構成) 茨城県	1,561,326千円	ひたちなか市	247,022千円	東京電力(株)	143,490千円	(株)日立製作所	138,041千円	(株)常陽銀行	123,511千円	その他 25団体	734,410千円
資本金	2,947,800千円														
株主構成) 茨城県	1,561,326千円														
ひたちなか市	247,022千円														
東京電力(株)	143,490千円														
(株)日立製作所	138,041千円														
(株)常陽銀行	123,511千円														
その他 25団体	734,410千円														

設立年月日 沿革	平成 9年 9月	常陸那珂埠頭(株)設立 (資本金 3億円)
	平成 10年 12月	常陸那珂港北埠頭内貿地区供用開始
	平成 12年 4月	常陸那珂港北埠頭外貿 コンテナ-ミル供用開始
	平成 15年 3月	常陸那珂埠頭(株)が承継会社となり、大洗埠頭開発(株)及び大洗マリ(株)と合併 茨城港湾(株)に商号変更 (資本金 4億円)
	平成 15年 4月	日立港管理業務開始
	平成 18年 4月	指定管理者事業開始 (大洗マリナ、大洗港魚釣園、大洗港港中央公園)
	平成 19年 4月	茨城港湾(株)が承継会社となり(株)ひたちなか都市開発と合併 (株)茨城ポートオーソリティに商号変更 (資本金 29億 4,780万円)
	平成 20年 12月	日立港、常陸那珂港、大洗港の 3港が統合し、「茨城港」となる



(2) 出資団体の写真等

日立港区



常陸那珂港区



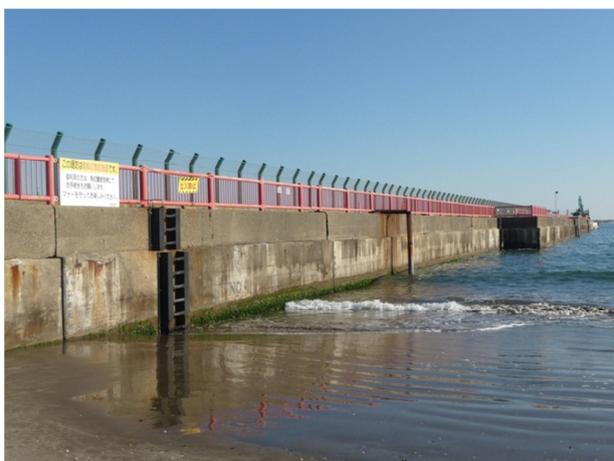
大洗港区



港中央公園



大洗港区の魚釣園



大洗マリーナ



(3) 出資団体の決算数値及び県財政関与状況の推移

(単位：千円)

区分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
損益 の 状 況	売上高	2,366,600	2,381,868	1,742,000
	売上原価	2,066,927	2,082,072	1,489,630
	売上総利益	299,673	299,796	252,370
	販売費及び一般管理費	181,707	173,096	146,774
	(うち役員人件費)	22,490	19,699	18,556
	(うち職員人件費)	286,698	291,147	236,414
	営業損益金額	117,966	126,700	105,596
	営業外収益	14,003	14,608	14,852
	営業外費用	3,471	2,861	4,777
	経常損益金額	128,498	138,447	115,671
	特別利益	0	22,080	130,960
	特別損失	926	406,211	113,976
	法人税等	56,911	857	31,242
	当期純損益金額	70,661	246,547	163,897
繰越利益剰余金	719,544	473,003	636,900	
貸借 対 照 表	資産	6,343,938	6,284,421	6,174,099
	流動資産	1,297,438	1,485,489	935,826
	固定資産	5,046,500	4,798,932	5,238,273
	繰延資産	0	0	0
	負債	2,335,150	2,527,015	2,251,662
	流動負債	414,336	676,656	477,594
	(うち短期借入金)	49,468	49,468	119,468
	固定負債	1,920,814	1,850,359	1,774,068
	(うち長期借入金)	231,648	182,180	132,712
	純資産	4,008,788	3,757,406	3,922,437
出資額	2,947,800	2,947,800	2,947,800	
利益剰余金	1,060,988	809,606	974,637	
県 財 政 関 与 状 況	補助金	0	0	0
	委託料	311,000	321,261	331,927
	その他	0	0	0
	計	311,000	321,261	331,927
	再委託費	159,696	165,354	158,488
	損失補償・債務保証契約に係る債務残高	0	0	0
	借入金残高	0	0	0
計	0	0	0	

(4) 出資団体の主な経営指標の推移

経営指標	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
財政支出依存度 ・ 県財政支出計 ÷ (売上高 + 営業外収益 + 特別利益)	13.1%	13.3%	17.6%
経常収支比率 ・ (売上高 + 営業外収益) ÷ (売上原価 + 販管費 + 営業外費用)	105.7%	106.1%	107.0%
販売管理費率 ・ 販売費及び一般管理費 ÷ 売上高	7.7%	7.3%	8.4%
人件費比率 ・ (役員人件費 + 職員人件費) ÷ 売上高	13.1%	13.1%	14.6%
再委託比率 ・ 再委託費 ÷ 県財政支出計	51.3%	51.5%	47.7%
一人当たり事業収入 ・ 売上高 ÷ (役員数 + 職員数)	29,217 千円	28,356 千円	26,800 千円
自己資本利益率 ・ 当期純損益金額 ÷ 純資産	1.8%	6.6%	4.2%
総資産回転率 ・ 売上高 ÷ 資産	37.3%	37.9%	28.2%
流動比率 ・ 流動資産 ÷ 流動負債	313.1%	219.5%	195.9%
自己資本比率 ・ 純資産 ÷ 資産	63.2%	59.8%	63.5%
借入金比率 ・ (短期借入金 + 長期借入金) ÷ (負債 + 純資産)	4.4%	3.7%	4.1%
取締役等一人当たり退任慰労金 ・ 取締役等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
監査役等一人当たり退任慰労金 ・ 監査役等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
職員一人当たり退職金 ・ 職員支給退職金 ÷ 支給人数	-	13,105 千円	2,000 千円
取締役会等取締役出席率 () ・ (取締役会等出席取締役) ÷ (参加可能取締役数)	62.1%	69.4%	66.7%
取締役会等監査役出席率 () ・ (取締役会等出席監査役) ÷ (参加可能監査役数)	80.0%	93.3%	88.9%
評議員会評議員出席率 () ・ (評議員会出席評議員) ÷ (参加可能評議員数)	-	-	-

()出席率は本人出席率である。代理人出席、委任状による出席及び書面持ち回り会議を含まない。

(5) 出資団体の役職員数及びその給与・退職金の状況、県職員派遣の状況等の推移

	平成 21年度				平成 22年度				平成 23年度				
	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	
役員	常勤取締役	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2	2
	非常勤取締役	13	3	0	16	12	2	1	15	12	2	0	14
	取締役 計	13	3	2	18	12	2	3	17	12	2	2	16
	常勤監査役	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1
	非常勤監査役	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2
	監査役 計	3	0	0	3	3	0	0	3	3	0	0	3
	計	16	3	2	21	15	2	3	20	15	2	2	19
	有給取締役平均報酬(年額)	8,294千円				6,939千円				6,288千円			
	有給監査役平均報酬(年額)	3,645千円				3,645千円				3,500千円			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
取締役退任慰労金合計	0	0		0	0	0		0	0	0		0	
監査役退任慰労金合計	0	0		0	0	0		0	0	0		0	
職員	管理職	7	3	0	10	5	3	1	9	4	3	1	8
	一般職	13	0	0	13	16	0	0	16	17	0	0	17
	嘱託・臨時職員等	35	0	2	37	37	0	2	39	19	0	2	21
	計	55	3	2	60	58	3	3	64	40	3	3	46
	職員平均報酬(年額)	4,161千円				3,812千円				4,372千円			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
職員退職金支給額合計	0	0		1	1	13,105千円		1	1	2,000千円			

専属 下記の派遣またはOBを除く出資団体専属の職員
 派遣 県の現役職員で出資団体に派遣されている者
 OB 県を退職した元職員で出資団体に再就職した者

2 出資団体との契約等

(1) 出資団体に対する補助金

出資団体は平成 23年度において 県から補助金を受け取っていない。

(2) 出資団体に対する委託料

出資団体は平成 23年度において 県から委託料を受け取っている。

県担当課	事業名	事業の概要	委託料
港湾課	常陸那珂港区公共ふ頭管理業務	常陸那珂港区公共ふ頭の港湾施設の管理運営	226,000千円
港湾課	常陸那珂港区監督船運航業務	常陸那珂港区港湾区域内巡視等	5,400千円
港湾課	中央埠頭地区埋立地監理業務	中央埠頭埋立地区の管理	8,850千円
港湾課	日立港区港内巡視及び施設管理業務	日立港区港湾区域内巡視及び施設の管理	17,300千円
港湾課	大洗港区管理運営業務	大洗港区の管理運営	45,572千円
港湾課	港中央公園指定管理者業務	港中央公園の管理運営	3,263千円
港湾課	大洗港区の魚釣園指定管理者業務	大洗港区の魚釣園の管理運営	400千円
港湾課	大洗マリーナ指定管理者業務	大洗マリーナの管理運営	13,300千円
ひたちなか整備課	ひたちなかインフォメーションセンター管理運営業務	ひたちなかインフォメーションセンターの管理運営	11,842千円
計			331,927千円

(3) 出資団体が指定管理者に選定されている公の施設

出資団体は平成 23年度において、以下の公の施設の指定管理者に選定されている。

施設名	公募・非公募	応募団体数	開始年月	指定期間	所管課	指定管理料
港中央公園	公募	1	平成 23年 4月	5年	港湾課	3,263千円
大洗港区の魚釣園	公募	1	平成 23年 4月	5年	港湾課	400千円
大洗マリーナ	公募	1	平成 23年 4月	5年	港湾課	13,300千円
計						16,963千円

出資団体に対する貸付金（平成 24年 3月 31日現在）

出資団体は平成 23年度において 県から借入をしていない。

(4) 出資団体に対する債務保証又は損失補償（平成 24年 3月 31日現在）

出資団体は平成 23年度において 県から債務保証及び損失補償を受けていない。

3 指摘又は意見

(1) 監査役に対する賞与

【意見】

出資団体は良好な決算が見込まれる年度において、平成 22年度までは常勤取締役に対して年度末に賞与を支給しており、常勤監査役に対しても同様に賞与を支給していた。平成 21年度と平成 22年度における支給額はいずれも 145千円で、平成 23年度においては支給されていなかった。

また、この常勤監査役に対する賞与の支給に関して監査役協議書は作成されていなかった。

監査役職務は取締役の業務執行を監督することであり、出資団体の業績が良好であるからといって賞与を支給するような性格のものではなく、仮に正当な支給理由があっても支給する場合でも監査役が協議した結果を記録しておく必要がある。

平成 22年度以前の常勤監査役への賞与の支給は実態的にも手続的にも不適切なものであったと言わざるを得ないが、平成 23年度以降は制度を廃止しているとのことであるので、今後はこのような事例がないように適切に対処する必要がある。

(2) 大洗支社に係る稟議書

【指摘】

出資団体の大洗支社長は常務取締役が兼任しており、大洗支社に係る稟議書については出資団体の事務決裁規程第 3 条第 1 項第 4 号により常務取締役専決とされている。

また同規程第 4 条第 2 項には、常務取締役の決裁を要するものは総務部長に合議する旨が規定されているが、大洗支社に係る稟議書については総務部長に回覧されることなく常務取締役が決裁していた。

事務決裁規程の遵守を徹底すべきである。

(3) 経理規程の不備

【意見】

出資団体は経理規程を定めているが、この経理規程には一部不備が認められた。

経理規程第 46条には作成すべき決算書が規定されているが、実際には作成されていない剰余金処分計算書又は損失処理計算書が記載され、逆に、実際に作成している株主資本等変動計算書は記載されていなかった。

経理規程を実態に合致するように改訂する必要がある。

(4) 茨城港大洗港区の魚釣園の収支報告

【指摘】

出資団体は平成 18年度から平成 22年度の指定期間において茨城港大洗港区の魚釣園の指定管理者として選定されていた。

指定期間における指定管理料はいずれの年度も 6,050千円と同額であったが、指定管理者によ

る公の施設の管理運営状況」ではいずれの年度においても支出の金額が収入の金額と等しくなっていた。

支出の状況に応じて指定管理料を精算する実費弁償方式の指定管理協定であれば、支出の金額と収入の金額が等しくなる場合もあるが、魚釣園のように指定管理料が定額の場合に収支が一致することは通常は考えられない。

支出のうち何らかの費目の金額を使用して収入の金額に一致するように調整しているものと考えられる。

実際の管理運営状況を示していない収支報告は意味のないものであり、収入超過・支出超過いずれの場合であってもありのままを報告すべきである。

(5) 茨城港大洗港区の魚釣園の再委託

【指摘】

(4)に記載のとおり、出資団体は平成18年度から平成22年度の指定期間において茨城港大洗港区の魚釣園の指定管理者に選定されているが、その業務の大部分を地元漁協に再委託しており、いずれの年度も再委託料5,000千円を支払っていた。

出資団体が地元漁協と交わした業務委託契約書では、年度終了後1月以内に地元漁協から収支決算書が提出されることになっていたが、実際には出資団体は収支計算書の提出を受けていなかった。

(6) 経営評価書の不備

【意見】

経営評価書には退職金などの退職給付支出を記載する欄があるが、出資団体は賞与や法定福利費などの退職給付支出ではないものも含めて集計していたため、数値が実態と大きく乖離していた。

例えば、平成21年度における退職金の支給実績はなかったが、経営評価書の退職給付支出の数値は、90,528千円となっていた。

出資団体は経営評価書において算出される指標の内容を正確に理解し、所管課及び出資団体指導室は検証の有効性を確保し、経営評価システムが適切に機能するように努める必要がある。

(7) 大洗港区港中央公園の指定管理

【意見】

出資団体は大洗港区港中央公園の指定管理者となっているが、大洗港区港中央公園に隣接する大洗マリンタワーは大洗町が指定管理者に選定されている。

もともと大洗港区港中央公園は休泊緑地、大洗マリンタワーは観光施設として整備されたという経緯があり、所管課も前者が港湾課、後者が観光物産課と異なっているが、近年は一体利用されている場合も多いとのことである。

このような状況であれば、両施設を一体的に管理することを指定管理の条件に加えることで両

施設の指定管理料の合計額を削減できる可能性があるのではないかと考える。

(8) 大型商業施設用地の貸付けにかかる預り保証金

【意見】

大型商業施設用地の貸付けにかかる預り保証金が 15億円ある。事業用定期借地契約期間が平成 9年 8月 から 20年間であり、契約終了の平成 29年 8月に 15億円を返還する必要がある。返還原資と考えられる投資有価証券は約 4億円及び定期預金 2億円であるため、今後、多額の資金手当てを行わなければならないことから、資金計画を策定するよう努める必要がある。

(9) 県準拠の給与体系

【意見】

出資団体職員の給与基準並びに昇格の基準等について県準拠である。全般的事項の【意見】に記載の通り、出資団体は職員の給与体系のあり方を検討すべきである。

(10) コンプライアンス規程等

【指摘】

コンプライアンスに関する規程やマニュアルが整備されていない。
コンプライアンスの関連規程を整備する必要がある。

(11) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項

【指摘】

所管課は出資団体に対し監事の行う監査結果及び講じた措置状況を報告させる必要がある(出資法人等指導監督基準第 9 条)とされ、同時に、出資団体の監事は、少なくとも半年に 1 回以上内部監査を実施し、必要な措置を講じなければならない(出資法人等指導実施要領第 12)とされていることから、所管課は少なくとも年 2 回の監事監査結果報告を求める必要があるが、年度末の監査報告のみしか報告を受けていない。

所管課は出資法人等指導監督基準及び同実施要領に基づき少なくとも年 2 回は監事監査報告を受ける必要がある。

4 過年度の包括外部監査報告書及びそれに対する措置

出資団体は過年度において包括外部監査の対象となっていない。

XIV 茨城県土地開発公社

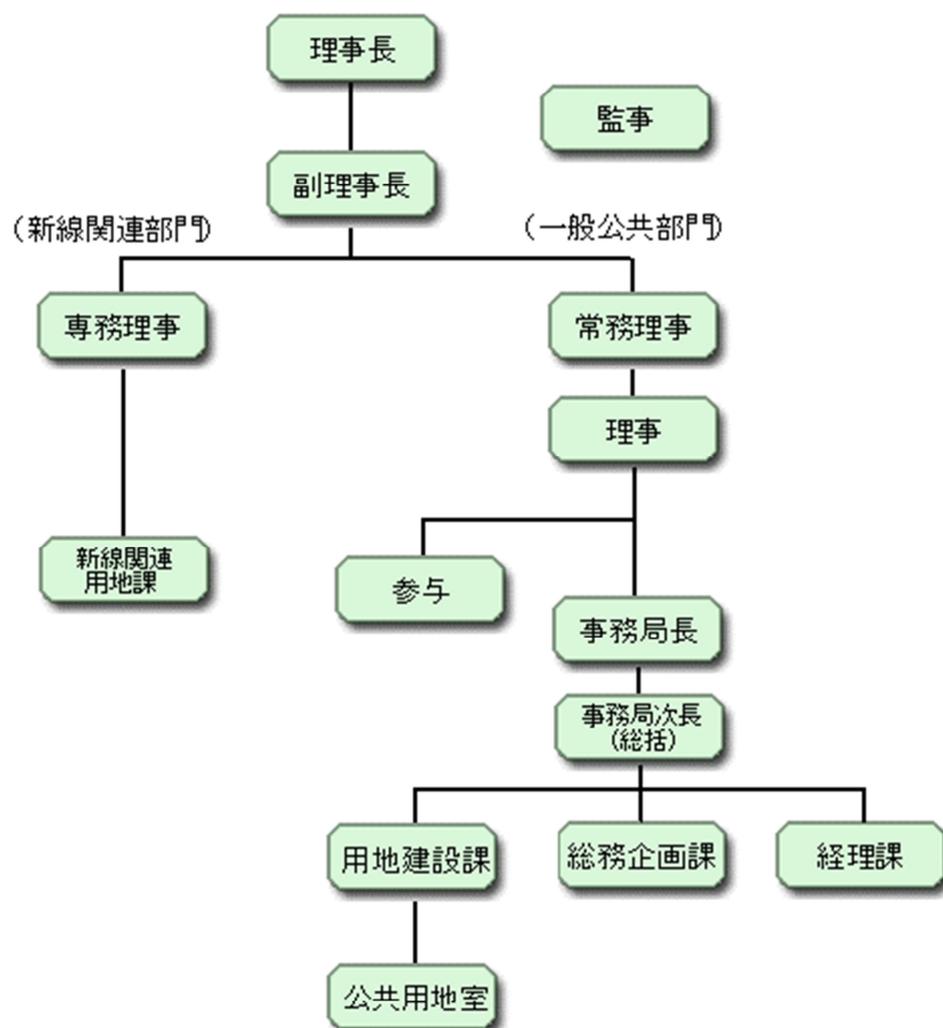
1 出資団体の事業

(1) 出資団体の概要(平成 24年 4月 1日現在)

所在地	茨城県水戸市笠原町 978番 25
設立根拠	公有地の拡大に関する法律(公拡法)(昭和 47年法律第 66号)第 10条
設立目的	公共用地,公用地等の取得,管理,処分等を行うこと等により,地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。
事業内容	(公拡法第 17条に規定される業務) ・道路,公園,河川その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地の取得,造成その他の管理及び処分 ・公拡法に基づき申出等があった土地の取得,管理及び処分 ・市街地開発事業の用に供する土地の取得,管理及び処分 ・国,地方公共団体等の委託に基づく土地の取得のあっせん,調査,測量等
所管部課	土木部 都市局都市計画課 (企画部つくば・ひたちなか整備局つくば地域振興課)
出資状況	茨城県 30,000千円(100%)
設立年月日 沿革	平成 2年 4月 19日 茨城県土地開発公社の設立

組織機構

(平成24年4月1日現在)



(2) 出資団体の本部等の写真

本部概観（茨城県開発公社ビル）



ひたちなか市新光町 27番 1



ひたちなか市新光町 39番



東茨城郡茨城町桜の郷 3114番 8



桜の郷案内看板



東茨城郡茨城町桜の郷 3263番 3 ほか（未造成）



(3) 出資団体の決算数値及び県財政関与状況の推移

(単位：千円)

区分		平成 2 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
損益の状況	売上高	8,854,025	4,749,648	5,048,114
	うち公益目的事業収入	8,854,025	4,749,648	5,048,114
	うち自主事業収入	-	-	-
	うち収益事業収入	-	-	-
	売上原価	7,815,121	3,629,389	3,847,217
	売上総利益	1,038,904	1,120,259	1,200,897
	販売費及び一般管理費	48,916	36,653	29,872
	(うち役員人件費)	4,392	3,447	3,458
	(うち職員人件費)	69,373	50,110	50,037
	営業損益金額	989,988	1,083,606	1,171,025
	営業外収益	4,879	3,731	3,348
	営業外費用	545	413	465
	経常損益金額	994,322	1,086,924	1,173,908
	特別利益	0	3,649,849	0
	特別損失	3,649,849	279,306	47,734
法人税等	82	82	82	
当期純損益金額	2,655,609	4,457,385	1,126,092	
繰越利益剰余金	7,996,938	3,539,553	2,413,461	
貸借対照表	資産	31,418,886	25,018,706	22,053,597
	流動資産	26,556,654	20,156,583	16,652,821
	固定資産	4,862,232	4,862,123	5,400,776
	繰延資産	0	0	0
	負債	39,385,823	28,528,259	24,437,058
	流動負債	6,715,133	10,692,598	8,430,965
	(うち短期借入金)	5,833,000	10,364,700	8,306,113
	固定負債	32,670,690	17,835,661	16,006,093
	(うち長期借入金)	32,484,565	17,649,535	15,754,375
	純資産	7,966,937	3,509,553	2,383,461
出資額(出捐額)	30,000	30,000	30,000	
利益剰余金	7,996,937	3,539,553	2,413,461	
県財政関与状況	補助金	972,000	972,000	972,000
	委託料	4,541,528	3,206,907	2,871,332
	その他	0	0	0
	計	5,513,528	4,178,907	3,843,332
	再委託費	3,341	1,173	0
	損失補償・債務保証契約に係る債務残高	17,121,690	13,534,968	10,364,946
	借入金残高	21,378,463	14,674,562	13,695,542
計	38,500,153	28,209,530	24,060,488	

(4) 出資団体の主な経営指標の推移

経営指標	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
財政支出依存度 ・ 県財政支出計 ÷ (売上高 + 営業外収益 + 特別利益)	62.2%	49.7%	76.1%
経常収支比率 ・ 経常収益 ÷ 経常費用	112.6%	129.6%	130.3%
販売管理費率 ・ 販売費及び一般管理費 ÷ 売上高	0.6%	0.8%	0.6%
人件費比率 ・ (役員人件費 + 職員人件費) ÷ 売上高	0.8%	1.1%	1.1%
再委託比率 ・ 再委託費 ÷ 県財政支出計	0.1%	0.0%	0.0%
一人当たり売上高 ・ 売上高 ÷ (役員数 + 職員数)	491,890 千円	339,261 千円	360,580 千円
自己資本利益率 ・ 当期純損益金額 ÷ 純資産	33.3%	127.0%	47.2%
総資産回転率 ・ 売上高 ÷ 資産	28.2%	19.0%	22.9%
流動比率 ・ 流動資産 ÷ 流動負債	395.5%	188.5%	197.5%
自己資本比率 ・ 純資産 ÷ 資産	25.4%	14.0%	10.8%
借入金比率 ・ (短期借入金 + 長期借入金) ÷ (負債 + 純資産)	122.0%	112.0%	109.1%
理事等一人当たり退任慰労金 ・ 理事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
監事等一人当たり退任慰労金 ・ 監事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
職員一人当たり退職金 ・ 職員支給退職金 ÷ 支給人数	-	-	-
理事会等理事出席率 () ・ (理事会等出席理事) ÷ (参加可能理事数)	83.3%	90.0%	90.0%
理事会等監事出席率 () ・ (理事会等出席監事) ÷ (参加可能監事数)	50.0%	100.0%	50.0%
評議員会評議員出席率 () ・ (評議員会等出席評議員) ÷ (参加可能評議員数)	-	-	-

() 出席率は本人出席率である。代理人出席，委任状による出席及び書面持ち回り会議を含まない。

(5) 出資団体の役員数等の推移

	平成 21年度				平成 22年度				平成 23年度				
	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	
役員	常勤理事	0	1	2	3	0	0	2	2	0	0	2	2
	非常勤理事	0	4	0	4	0	3	0	3	0	3	0	3
	理事 計	0	5	2	7	0	3	2	5	0	3	2	5
	常勤監事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤監事	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
	監事 計	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
	計	0	6	2	8	0	4	2	6	0	4	2	6
	有給理事平均報酬	1,233千円				1,525千円				1,528千円			
	有給監事平均報酬	0千円				0千円				0千円			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
理事退任慰労金合計	0	0千円			0	0千円			0	0千円			
監事退任慰労金合計	0	0千円			0	0千円			0	0千円			
職員	管理職	0	2	0	2	0	1	0	1	0	1	0	1
	一般職	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
	嘱託・臨時職員等	3	0	0	3	2	0	0	2	2	0	0	2
	計	3	7	0	10	2	6	0	8	2	6	0	8
	職員平均報酬	5,654千円				5,548千円				5,521千円			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
職員退職金支給額合計	0	0千円			0	0千円			0	0千円			

専属 下記の派遣またはOBを除く出資団体専属の職員
 派遣 県の現役職員で出資団体に派遣されている者
 OB 県を退職した職員で出資団体に再就職した者

2 出資団体との契約等

(1) 出資団体に対する補助金

出資団体は平成 23年度において 県から以下の補助金を受け取っている。

県担当課	事業名	事業の概要	金額
都市計画課	茨城県土地開発公社経営支援補助金	平成 17年度決算で計上した債務超過解消に係る補助	972,000千円
合計			972,000千円

(2) 出資団体に対する委託料

出資団体は平成 23年度において 県から以下の委託料を受け取っている。

県担当課	事業名	事業の概要	金額
長寿福祉課	やさしさのまち桜の郷用地取得事業	桜の郷用地取得	1,086,994千円
道路建設課	公共用地取得事業	国道及び県道整備に係る用地先行取得	734,239千円
道路維持課	公共用地取得事業	国道整備に係る用地先行取得	6,429千円
公園街路課	公共用地取得事業	街路及び公園整備に係る用地先行取得	1,010,517千円
河川課	公共用地取得事業	河川整備に係る用地先行取得	33,153千円
合計			2,871,332千円

(3) 出資団体が指定管理者に選定されている公の施設

出資団体は平成 23年度において 県の公の施設の指定管理者に選定されていない。

(4) 出資団体に対する貸付金(平成 24年 3月 31日現在)

茨城県土地開発公社経営健全化対策長期貸付金

貸付金 13,695,542千円
貸付期間 10年
貸付利率 無利子
償還方法 随時
その他 保有土地に係る資金

平成 23年度茨城県土地開発公社経営支援資金

貸付金 3,889,000千円
貸付期間 1年
貸付利率 無利子
償還方法 満期一括
その他 債務超過対策に係る資金。県への返済資金を年度末に市中の金融機関からオーバーナイトローンとして借入し返済するため平成 24年 3月 31日現在で県からの貸付残高はない。

平成 23年度茨城県土地開発公社代行用地事業資金貸付金

貸付金 4,644,106千円
貸付期間 1年
貸付利率 無利子
償還方法 満期一括
その他 代行用地の保有土地対策に係る資金。県への返済資金を年度末に市中の金融機関からオーバーナイトローンとして借入し返済するため平成 24年 3月 31日現在で県からの貸付残高はない。

(5) 出資団体に対する債務保証又は損失補償(平成 24年 3月 31日現在)

出資団体は平成 23年度において 県から以下の債務保証を受けている。

債務保証額 12,000,000千円

3 指摘又は意見

(1) ひたちなか地区完成土地の処分について

【意見】

出資団体は、県よりひたちなか地区の造成土地を購入し、これを完成土地として保有、処分を進めている。平成 17年度に 1 億円、平成 21年度に 24億円の土地評価損を計上しているが、平成 23年度においては、ひたちなか地区の完成土地の評価損は 34百万円となっており、売却額は 686百万円、売却面積は 17,599㎡となっている。また、事業用定期借地権による賃貸を 15,000㎡行い、これまでに 32.2haの売却・賃貸が行われている。一方、平成 23年度末の時点で、売却・賃貸に供されていない完成土地は 23.7haである。

売却や賃貸に供されていない土地については、県からの借入資金等の固定化や、地価下落による損失の発生可能性など、リスクを抱えている状態にあり、特に新たな評価損が発生した場合には、出資団体の財政状態を悪化させ、県民への負担を増大させる事になりかねない。

出資団体及び県は、ひたちなか地区の完成土地について、計画に基づき、販売（又は定期借地権による賃貸）を順次進めていく事、策定した計画と実績に差異がある場合については、原因の分析を行い、その後の計画に反映させる事が必要である。また、企業のニーズに応じて、定期借地権による賃貸についても引き続き積極的に推進していく事が必要である。

(ひたちなか地区完成土地の概要：パンフレット「茨城県の優良土地情報」より)

08 ひたちなか地区

ひたちなか地区は、東京都心から北東へ約110kmの距離に位置し、茨城県ひたちなか市と東海村にまたがる面積1,182haの広大な開発地です。

かつての水戸対地射撃場跡地であるこの地は、昭和56年の国有財産審議会で決定された処理大綱を受けて、茨城港常陸那珂港区や国営ひたち海浜公園等を核とする利用計画が定められ、現在、これに基づく各事業が進められています。

このビッグプロジェクトは、茨城の東北地域振興の拠点として、また、北関東の中核都市として、総合的な発展を先導するものと期待されています。

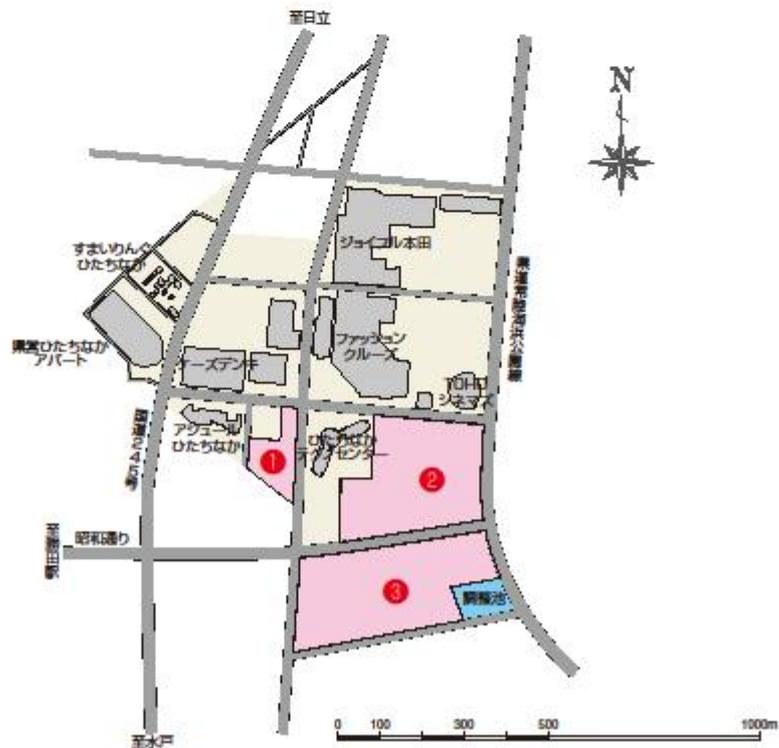
◎交通アクセス

道路

- 常磐自動車道三郷JCT～北関東自動車道ひたちなかIC
約1時間16分(約100km)
- 北関東自動車道ひたちなかIC～ひたちなか地区
約7分(約3.5km)

◎計画概要

所在/茨城県ひたちなか市新光町
面積/約295ha(ひたちなか地区の全体面積は約1,182ha)
事業主体/茨城県
地区概要/水戸・勝田都市計画区域内の市街化区域





用地 No.	所在地	主な用途							面積 (m ²)	用途 地域等	用途率/ 建ぺい率	地区 計画	造成	媒介制度 対象有無
		事務所 (オフィス)等	店舗 ・サービス業	研究所 ・研究所	商業施設	工場 ・生産施設	教育施設	住宅						
①	ひたちなか市新 光町27-1	●	●	●	●		●	15,113	準工	200/80	有	済	○	
②	ひたちなか市新 光町39	●	●	●	●		●	77,658	準工	200/80	有	済	○	
③	ひたちなか市新 光町41	●	●	●	●		●	78,604	準工	200/80	有	済	○	

※敷地の分割が可能です。詳細についてはお問い合わせください。
 ※媒介制度 ○：売却、貸付 △：売却のみ、一：媒介対象外



ひたち海浜公園



ジョイフル本田



ケーズデンキ



ファッションクルーズ

(2) やさしさのまち「桜の郷」整備事業に係る用地取得について

やさしさのまち「桜の郷」整備事業に係る用地取得は、平成8年度に事業用地55ヘクタールを対象として、用地費142億円で開始したものであり、出資団体が県から委託を受け用地取得交渉等を行って県に土地の所有権を取得させる事務である。この事務は、出資団体が民間の金融機関から調達した資金で元の地権者に支払いを行う点では通常の公共用地取得事業と同様であるが、所有権が元の地権者から出資団体を經由せずに直接県に移転する点で通常の公共用地取得事業とは性格が異なっている。土地開発公社経理基準要綱(昭和54年自治政第136号)では、出資団体が県に所有権を取得させた土地を「代行用地」として表示すること、及び、通常の公共用地取得事業によって出資団体が取得した土地を「公有用地」として表示することが規定されているが、同じ「用地」という名称でありながら後者が土地そのものであるのに対し、前者は県に対する債権である。

この事務は、県が取得した土地を処分してその売却代金をもって資金を償還する仕組みとなっており(委託料として償還)、当初は平成16年度までに県から出資団体への資金の償還が完了する計画となっていた。しかし予定外の遺跡発掘調査に多大な時間を要し造成工事が遅延したため、当初の償還期限である平成16年度には用地費を134億円に減額するとともに償還期限を10年延長して平成26年度までとする改定がなされた(用地費については平成10年度にも136億円に減額されている。)

その後、土地の処分による償還は計画通りに進まなかったため、県議会(県出資団体等調査特別委員会等)の承認を経て、平成21年度末現在の未償還額67億90百万円のうち42億90百万円については土地の処分状況にかかわらず毎年度一定額を償還する方針に転換し、平成22年度から平成26年度まで毎年8億60百万円(平成26年度のみ8億50百万円)を償還することとした。なお、残額の25億円については従前のとおり土地の処分によって償還する計画となっている。

この方針転換は平成22年9月に実行され、この際に県の一般財源を投入して、委託料8億60百万円と単年度貸付金により出資団体が民間の金融機関から調達した借入金を返済している。

【意見】

方針転換時に策定した改革工程表に基づく土地の処分実績は、平成22年度は計画値0.8haに対し1.4haと目標を達成しているが、平成23年度は計画値2.2haに対し0.6haにとどまっており、平成23年度末現在における未処分地は20.7haである。

償還実績も同様で、平成22年度は計画値2億80百万円に対し4億30百万円と目標を達成しているが、平成23年度は計画値8億円に対し2億27百万円にとどまっており、平成23年度末現在における土地の処分によって償還する金額の残額は18億43百万円である。

以上の状況を踏まえ、今後平成26年度までに償還を完了するために土地の処分及び償還に係る計画の実現可能性について改めて見直しを行う必要がある。

(桜の郷の概要：パンフレット「茨城県の優良土地情報」より)

07 さくら さと 桜の郷

「桜の郷」は、水戸医療センターや福祉施設、保育園などを備え、道路などの公共空間にユニバーサルデザインを採用したやさしさのまちづくりを進めています。JR常磐線水戸駅から南西方向約10キロメートルの距離にあり、水戸市の中心市街地へのアクセスも良好です。

「桜の郷」は、企業の皆様に商業店舗や営業所などを開設するための「事業用地」をご用意しています。また、多様化する消費者の嗜好に対応した住環境を提供するため、宅地開発をしていただける企業の皆様に「住宅事業用地」をご用意しています。

◎交通アクセス

鉄道・バス

- 鉄道 JR常磐線上野駅から水戸駅まで特急列車で約65分
- バス 水戸駅から終点「水戸医療センター」まで約35分
赤塚駅から終点「水戸医療センター」まで約20分

道路

- 常磐自動車道三郷JCT～北関東自動車道茨城町西IC 約56分(約78km)
- 北関東自動車道茨城町西IC～桜の郷 約7分(約5km)

◎計画概要

所在／茨城県東茨城郡茨城町桜の郷
面積／約57.1ha
事業主体／茨城県
計画人口／約2,300人
地区概要／水戸・勝田都市計画区域内の市街化区域



※土地利用計画等は変更となる場合があります。



部地 No.	所在地	主な用途	面積 (m ²)	用途地域等	(容積率/建ぺい率)	地区計画	造成	媒介制度対象有無
①	健康・生きがいづくり施設 (東京都葛飾区新小岩3丁目14番地)	医療施設、スポーツ施設、遊学施設、保養施設、レジャー施設、カルチャー施設 など ※地区住民が利用可能な施設	18,954	二住	200/60	—	一部未	○
②	生活利便施設B (東京都葛飾区新小岩3丁目3番3号 他)	スーパーマーケット、ホームセンター、飲食店等の商業施設 など ※地区住民が利用可能な施設	36,400 (※1)(※2)	二住	200/60	—	未 (※3)	○
③	生活利便施設C (東京都葛飾区新小岩3丁目2番1号 他)	スーパーマーケット、ホームセンター、飲食店等の商業施設 など ※地区住民が利用可能な施設	34,300 (※1)(※2)	二住	200/60	—	未 (※3)	○
④	住宅地ロット分譲 (東京都葛飾区新小岩の部)	住宅事業用地(宅地建物取引業法第3条に規定する免許を有することが譲渡の条件)	111,000 (※1)(※2)	一低層	100/50	—	未 (※3)	○

(※1) 面積は概数です。今後、変更される場合があります。
 (※2) 敷地の分割が可能な場合があります。詳細についてはお問い合わせください。
 (※3) 設置が必要な施設がありますので、詳細はお問い合わせください。
 ※媒介制度 ○：売却、買付 △：売却のみ、—：媒介対象外



桜の郷の街並み



国立病院機構水戸医療センター



特別養護老人ホーム「桜の郷 元苑」



ウィステリア ナーサリー スクール(保育園)



水戸医療センター附属桜の郷幼稚園



バルシステム茨城みとセンター

(3) 代替地の処分

出資団体は平成 23年度末現在、一般公共部門で 6,113.62㎡、新線関連部門で 77,135㎡の公共用地の代替地を保有している。

保有している代替地の取得年度は一般公共部門が平成 3 年度から平成 6 年度、新線関連部門が平成 3 年度から平成 5 年度となっており、取得から 20年以上が経過している土地もある。

処分が進まない要因として、保有代替地がすべて市街化調整区域内に所在しており利便性が極めて低いこと、また、代替地を取得できるのは公共事業用地提供者の場合並びに学校等の教育文化施設、病院、社会福祉施設などの建設用地及び住宅用地の場合に限られること、などが挙げられる。

出資団体は、ホームページへの掲載、パンフレットの製作配布、紹介手数料制度の活用などにより代替地の処分に努めているところであるが、ホームページへの一部土地の掲載漏れや新線関連部門の土地案内パンフレットには一般公共部門の代替地が掲載されていないなど、一部徹底されていない面が見受けられた。

【意見】

代替地の処分する手段は限られているのであるから、可能な限り処分機会の拡大を図り、部門横断的に処分を促進するべきである。

(4) 理事会議事録の記載事項

【指摘】

出資団体の理事会議事録を閲覧したところ、議案の表題が記載されていなかった。

出資団体の説明では、理事会議事録には議案書を添付しており、議案書を参照すれば議案の表題を把握することができるため記載していなかったとのことである。

確かに議案の詳細な内容については議案書を参照することになるが、少なくとも議案の表題は理事会議事録そのものに記載しておかないと、理事会議事録それ自体からは一体何を決議したのかさえ把握することができない。

理事会議事録には議案の表題を記載すべきである。

(5) 会計規程の不備

【指摘】

出資団体は「茨城県土地開発公社会計規程」を定めているが、この会計規程には一部不備が認められた。

例えば、会計規程第 13 条及び第 14 条には、勘定科目及び帳簿の様式については理事長が別に定める旨が規定されているが、実際には勘定科目及び帳簿の様式は定められていなかった。

また、会計規程第 28 条には作成すべき決算書類が規定されているが、実際には作成されていない剰余金処分計算書又は欠損処分計算書が記載され、逆に、実際に作成しているキャッシュ・フロー計算書は記載されていなかった。

さらに、固定資産の計上基準について、一般的には法人税法の規定により減価償却の対象となる 100 千円以上とされている場合が多く、出資団体も運用上はそのようにしているが、会計規程等において定めがなかった。

会計規程を実態に合致するように改訂し、これを遵守すべきである。

(6) 土地開発公社経理基準要綱の遵守

【指摘】

出資団体に適用する会計基準として土地開発公社経理基準要綱(昭和 54 年自治政第 136 号)が定められている。

しかし、貸借対照表において前期繰越損失として表示すべきものを前期繰越準備金として表示している、キャッシュ・フロー計算書において投資活動によるキャッシュ・フローの「項」を記載していないなど、一部要綱に従っていない処理が行われていた。

要綱の遵守を徹底すべきである。

(7) 内容不明の残高

【指摘】

出資団体の平成 23 年度末の貸借対照表及び財産目録において計上されている未払金と預り金の内訳には、マイナスの不明額が含まれていたが、平成 23 年度の決算が承認された平成 24 年 5 月時点では内容不明の状態であった。

往査した平成 24 年 11 月時点では概ね原因究明は完了しており、未払金のマイナス残高 47 千円は過年度の費用の計上もれ、預り金のマイナス残高 71 千円は過年度の源泉所得税の過誤納とのことであった。

原因究明に時間を要したのは、マイナス残高の発生が過年度であったためであるが、逆に言うと、過年度においては毎年度末に各科目残高の内訳を把握していなかったということである。

貸借対照表及び財産目録に内容不明の残高が計上されることのないよう、適正な事務処理に努めるべきである。

(8) 内部取引の消去

【指摘】

出資団体の貸借対照表には投資その他の資産に繰出金として 15,174千円が、固定負債に繰入金として同額の 15,174千円が計上されていた。

出資団体にこの内容を確認したところ、一般公共部門から新線関連部門に資金を移動したものであるとのことであった。

確かに一般公共部門から新線関連部門への資金移動は両部門間の貸し借りと考えることもできるが、出資団体全体で考えれば内部取引に過ぎないため、繰出金と繰入金は相殺する必要があり、貸借対照表に計上すべきではない。

(9) 理事の解任登記

【意見】

出資団体の非常勤理事は県の一定の役職にある者が兼務するいわゆる「充て職」となっている。このうち、出資団体の副理事長は県の土木部長、出資団体の専務理事は県の企画部長が充てられているが、平成 20年度末に土木部長と企画部長の退任に伴って出資団体の理事を退任した際の登記が辞任ではなく解任とされていた。

これは、役員変更登記を司法書士に委嘱する際に、県知事の「願により職を解く」という記載がある辞令を提出したが、司法書士が誤って辞任ではなく解任として登記申請してしまったことが原因とのことである。

出資団体の定款は解任について規定していないが、公有地の拡大の推進に関する法律第 16条第 3 項に規定されている解任事由は存在していないことから、これは錯誤による登記であると考えられるため是正すべきである。

(10) 出資法人等指導監督基準に基づく報告徴収事項

【指摘】

所管課は出資団体に対し監事の行う監査結果及び講じた措置状況を報告させる必要がある（出資法人等指導監督基準第 9 条）とされ、同時に、出資団体の監事は、少なくとも半年に 1 回以上内部監査を実施し、必要な措置を講じなければならない（出資法人等指導実施要領第 12）とされていることから、所管課は少なくとも年 2 回の監事監査結果報告を求める必要があるが、年度末の監査報告のみしか報告を受けていない。

所管課は出資法人等指導監督基準及び同実施要領に基づき少なくとも年 2 回は監事監査報告を受ける必要がある。

4 過年度の包括外部監査報告書及びそれに対する措置

出資団体が過年度において包括外部監査の対象となった年度及びそのテーマは次のとおりである。

年度	テーマ
平成 11年度	茨城県が保有する公有財産（特に未利用地および賃貸不動産）の管理

過年度の包括外部監査の指摘に対して、現在までに措置されていない事項はない。

XV 公益財団法人 茨城県企業公社

1 出資団体の事業

(1) 出資団体の概要(平成 24年 4月 1日現在)

所在地	水戸市笠原町 9 7 8 - 2 5
設立根拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
設立目的	県行政及び公営企業の円滑な推進を支援するため、安全・安心な水の安定供給に資する浄水場等の運転管理及び水道の普及啓発を行うほか、地域振興に資する事業を行い、もって県土の均衡ある発展と県民福祉の向上に寄与することを目的とする。
事業内容	<p>1 水道事業(公1事業)</p> <p>(1) 浄水場等の運転管理事業</p> <p>(2) 水道普及促進・水質浄化啓発事業</p> <p>2 地域振興事業(公2事業)</p> <p>ヘリポート及び格納庫の管理業務</p>
所管部課	茨城県企業局 総務課
出資状況	<p>基本財産 40,000千円</p> <p>うち県出資額 30,000千円 (75%)</p>
設立年月日 沿革	<p>平成 2年6月29日 設立許可</p> <p>平成 24年3月30日 茨城県より公益財団法人として認定</p> <p>平成 24年4月 1日 公益財団法人茨城県企業公社として移行登記</p>

公益認定・認可
手続きの状況

平成 24年 3月 30日 公益認定

組織機構

公益財団法人茨城県企業公社組織機構(平成24年11月1日現在)

(職員数内訳)

	役員	職員	常勤嘱託	非常勤嘱託	計
事務局	1	8	4	2	15
浄水場		45	143	27	215
へりポート		0	1	3	4
計	1	53	148	32	234

理事長

|

|

|

<事務局> 14名

専務理事	1	事務局長	1	総務課	課長	1	課員	係長	1
								主任	1
								技師	1
								常勤嘱託	1
								非常勤嘱託	2

(うち県OB)

	役員	職員	常勤嘱託	非常勤嘱託	計
事務局	1	2	3	0	6
浄水場		0	11	0	11
計	1	2	14	0	17

参事	1	業務課	課長(兼)	副参事	1
				施設管理監	1
				係長	1
				主任	2

<出先機関> 219名

― 県南事業所	(事業所長 1)	施設管理総括 1)	所員 16 (一般 4	常勤嘱託 10	非常勤嘱託 2)
― 利根川事業所	(事業所長 1)	施設管理総括 1)	所員 17 (一般 3	常勤嘱託 12	非常勤嘱託 2)
― 阿見事業所	(事業所長 1)	施設管理総括 1)	所員 16 (一般 3	常勤嘱託 11	非常勤嘱託 2)
― 鹿行事業所	(事業所長 1)	施設管理総括 1)	所員 24 (一般 3	常勤嘱託 17	非常勤嘱託 4)
― 鰯川事業所	(事業所長 1)	施設管理総括 1)	所員 16 (一般 3	常勤嘱託 11	非常勤嘱託 2)
― 県西事業所	(副参事兼事業所長 1)	施設管理総括 1)	所員 20 (一般 4	常勤嘱託 14	非常勤嘱託 2)
		(施設管理総括 1)			
― 新治事業所	(事業所長 1)	施設管理総括 1)	所員 16 (一般 4	常勤嘱託 10	非常勤嘱託 2)
― 水海道事業所	(事業所長 1)	施設管理総括 1)	所員 20 (一般 3	常勤嘱託 14	非常勤嘱託 3)
― 県中央事業所	(事業所長 1)	施設管理総括 1)	所員 20 (一般 2	常勤嘱託 15	非常勤嘱託 3)
― 酒沼川事業所	(事業所長 1)	施設管理総括 1)	所員 17 (一般 3	常勤嘱託 11	非常勤嘱託 3)
― 那珂川事業所	(事業所長 1)	施設管理総括 1)	所員 13 (一般 2	常勤嘱託 10	非常勤嘱託 1)
― 水質管理事業所	(副参事兼事業所長 1)	施設管理総括 1)	所員 20 (一般 11	常勤嘱託 8	非常勤嘱託 1)
― つくばへりポート事業所	(事業所長 1))	所員 4 (一般 0	嘱託 1	非常勤嘱託 3)

()内は水質駐在一般職員数

阿見事業所(2)

県西事業所(2)

(3) 出資団体の決算数値及び県財政関与状況の推移

(単位：千円)

区分		平成 22年度	平成 22年度	平成 23年度
正味財産増減計算書	一般正味財産増加額	1,129,581	1,134,814	1,200,768
	經常収益	1,129,581	1,134,814	1,200,768
	基本財産運用益	424	140	66
	事業収入	0	0	0
	受取補助金等	1,127,166	1,133,927	1,199,591
	その他収益	1,991	747	1,111
	經常外収益	0	0	0
	一般正味財産減少額	1,127,375	1,132,768	1,200,508
	經常費用	1,127,295	1,132,768	1,200,447
	事業費	1,001,945	1,017,721	1,070,318
	管理費	125,350	115,047	130,129
	(うち役員人件費)	6,752	6,179	6,841
	(うち職員人件費)	1,011,172	1,016,079	1,081,399
	經常外費用	80	0	61
	一般正味財産増減額	2,206	2,046	260
指定正味財産増加額	192	115	40	
指定正味財産減少額	192	115	40	
指定正味財産増減額	0	0	0	
正味財産期末残高	119,816	121,862	122,122	
資産・負債・純資産	資産	326,896	342,389	347,392
	流動資産	92,337	104,969	94,163
	固定資産	234,559	237,420	253,229
	負債	207,080	220,527	225,270
	流動負債	72,048	84,838	91,105
	(うち短期借入金)	0	0	0
	固定負債	135,032	135,689	134,165
(うち長期借入金)	0	0	0	
正味財産合計	119,816	121,862	122,122	
出資額	30,000	30,000	30,000	
剰余金(繰入金を含む)	79,816	81,862	82,122	
県財政関与状況	補助金	0	0	0
	委託料	1,127,166	1,133,927	1,199,591
	その他	0	0	0
	計	1,127,166	1,133,927	1,199,591
	再委託費	1,004	1,568	1,728
	損失補償・債務保証契約に係る債務残高	0	0	0
	借入金残高	0	0	0
	計	0	0	0

(4) 出資団体の主な経営指標の推移

経営指標	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
財政支出依存度 ・ 県財政支出計 ÷ 経常収益	99.8%	99.9%	99.9%
経常収支比率 ・ 経常収益 ÷ 経常費用	100.2%	100.2%	100.0%
管理費率 ・ 管理費 ÷ 経常収益	11.1%	10.1%	10.8%
人件費比率 ・ (役員人件費 + 職員人件費) ÷ 経常収益	90.1%	90.1%	90.6%
再委託比率 ・ 再委託費 ÷ 県財政支出計	0.1%	0.1%	0.1%
一人当たり事業収入 ・ 事業収益 ÷ (役員数 + 職員数)	- 千円	- 千円	- 千円
自己資本利益率 ・ 一般正味財産増減額 ÷ 正味財産	1.8%	1.7%	0.2%
総資産回転率 ・ 経常収益 ÷ 資産	345.5%	331.4%	345.7%
流動比率 ・ 流動資産 ÷ 流動負債	128.2%	123.7%	103.4%
自己資本比率 ・ 正味財産 ÷ 資産	36.7%	35.6%	35.2%
借入金比率 ・ (短期借入金 + 長期借入金) ÷ (負債 + 正味財産合計)	0.0%	0.0%	0.0%
理事等一人当たり退任慰労金 ・ 理事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
監事等一人当たり退任慰労金 ・ 監事等支給退任慰労金合計 ÷ 支払人数	-	-	-
職員一人当たり退職金 ・ 職員支給退職金 ÷ 支給人数	698	779	842
理事会等理事出席率 ・ (理事会等出席理事) ÷ (参加可能理事数)	52.4%	50.0%	57.1%
理事会等監事出席率 ・ (理事会等出席監事) ÷ (参加可能監事数)	33.3%	50.0%	33.3%
評議員会評議員出席率 ・ (評議員会等出席評議員) ÷ (参加可能評議員数)	66.7%	75.0%	66.7%

()出席率は本人出席率である。代理人出席，委任状による出席及び書面持ち回り会議を含まない。

(5) 出資団体の役職員数及びその給与・退職金の状況、県職員派遣の状況等の推移

	平成 21年度				平成 22年度				平成 23年度				
	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	専属	派遣	OB	計	
役員	常勤理事	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1
	非常勤理事	4	2	0	6	4	2	0	6	4	2	0	6
	理事 計	4	2	1	7	4	2	1	7	4	2	1	7
	常勤監事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤監事	1	1	0	2	1	1	0	2	1	1	0	2
	監事 計	1	1	0	2	1	1	0	2	1	1	0	2
	計	5	3	1	9	5	3	1	9	5	3	1	9
	有給理事平均報酬(年額)	5,972千円				5,316千円				5,797千円			
	有給監事平均報酬(年額)	0				0				0			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
理事退任慰労金合計	0	0		0	0	0		0	0	0		0	
監事退任慰労金合計	0	0		0	0	0		0	0	0		0	
職員	管理職	0	2	2	4	0	0	4	4	0	0	5	5
	一般職	52	0	3	55	52	0	4	56	52	0	3	55
	嘱託・臨時職員等	159	0	0	159	179	0	0	179	187	0	0	187
	計	211	2	5	218	231	0	8	239	239	0	8	247
	職員平均報酬(年額)	4,000千円				3,644千円				3,716千円			
		人数	支給額			人数	支給額			人数	支給額		
	職員退職金支給額合計	20	13,956		12	20	9,352		20	20	16,832		20

専属 下記の派遣またはOBを除く出資団体専属の職員
 派遣 県の現役職員で出資団体に派遣されている者
 OB 県を退職した元職員で出資団体に再就職した者